

平成29年度

機構図及び事務分掌

建 築 局

建 築 局  
局 長(技)坂 和 伸 賢  
<技監兼務>

副 局 長(技)水 上 秀 己  
<建築職人材育成シニアリーダー兼務>

総 務 部  
部 長 < 副 局 長 兼 務 >

企 画 部  
部 長(技)中 川 理 夫  
担 当 部 長(技)黒 田 浩  
(防災担当)

総 務 課  
課 長(事)森 正 人  
<危機管理推進担当兼務>  
<建築職人材育成リーダー兼務>

企 画 課  
課 長(技)保 坂 研 志

都 市 計 画 課  
課 長(技)大 友 直 樹

庶 務 係  
係 長(事)品 川 裕 治

担 当 係 長(事)菅 井 亜 紀 子  
担 当 係 長(技)波 多 野 陽 介  
【主担任:企画調整業務】

調 査 係  
係 長(事)岩 松 一 郎

職 員 係  
係 長(事)島 崎 志 紀 子  
担 当 係 長(技)吉 澤 直  
担 当 係 長(技)中 村 奈 美

- 1 土地利用制度、都市計画、建築及び住宅に関する重要施策の企画及び総合調整
- 2 部内他の課の主管に属しないこと

- 1 都市計画の決定手続及び都市計画事業の認可手続
- 2 都市計画に係る調査及び広報
- 3 都市計画法第55条に基づく事業予定地の指定
- 4 都市計画に係る図書の縦覧（指導係の主管に属するものを除く。）
- 5 横浜市都市計画審議会
- 6 土地収用法（昭和26年法律第219号）第18条第2項第4号及び第5号の意見書
- 7 航空写真の複製の承認
- 8 他の係の主管に属しないこと

- 1 局内の人事及び組織
- 2 局所属職員の勤務条件及び給与
- 3 局所属職員の福利厚生
- 4 局所属職員の衛生管理
- 5 局所属職員の研修計画及び実施
- 6 その他局所属職員の労務

都 市 施 設 計 画 係  
係 長(技)川 崎 哲 治

- 1 都市施設計画の調整（土地利用計画に係るものを除く。）
- 2 都市計画事業の調整（土地利用計画に係るものを除く。）
- 3 都市計画法に基づく開発行為に伴う都市計画施設の調整

指 導 係  
係 長(技)團 野 雄 介

- 1 都市計画施設の区域内における建築の許可及び指導
- 2 都市計画事業（市街地開発事業を除く。）地内における建築行為等の制限
- 3 都市計画に係る決定事項の図書の縦覧及び証明
- 4 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に基づく既成市街地に係る証明

地 域 計 画 係  
係 長(技)林 隆 一

- 1 区域区分、地域地区及び促進区域に係る調整及び指定
- 2 都市施設計画の調整のうち、土地利用計画
- 3 都市計画事業の調整のうち、土地利用計画
- 4 都市計画法に基づく開発行為に伴う土地利用計画の調整
- 5 都市計画法の規定に基づく基礎調査
- 6 地形図等の作成及び管理

## 住 宅 部

部 長(技)古 木 淳  
担 当 部 長(技)大 谷 康 晴  
(住宅地再生担当)

### 建 築 防 災 課

課 長(技)榊 原 純  
担 当 課 長(技)加 藤 暢 一  
(がけ・狭あい担当)

担当係長(事)元木 拓也  
【主担任:庶務事務】  
担当係長(技)雨宮 寿親  
【主担任:耐震事業業務】  
担当係長(技)石井 直哉  
【主担任:耐震・防災業務】  
担当係長(技)水谷 年希  
担当係長(技)北川 博邦  
【主担任:がけ防災業務】  
担当係長(技)牛山 琴美  
担当係長(技)鈴木 達典  
【主担任:狭あい道路業務】

- 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく木造住宅、マンション及び特定建築物の耐震改修の促進(建築指導部建築指導課の主管に属するものを除く。)
- 2 建築物の防災(建築指導部建築指導課の分掌事務第16号から第18号までに係るものを除く。)
- 3 民間建築物吹付けアスベスト対策事業
- 4 崖等の崩壊後の二次災害防止のための応急資材の補充及び応急対策の工事(道路、公園等の公共施設の管理者(以下「公共施設管理者」という。)の主管に属するものを除く。次号及び第6号において同じ。)
- 5 崩壊のおそれのある崖等の防災指導及び防災対策
- 6 急傾斜地の崩壊による災害の防止
- 7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく警戒避難体制の整備等
- 8 宅地の耐震化に係る調査、周知及び対策工事(宅地審査部宅地審査課の主管に属するものを除く。)

### 住 宅 政 策 課

課 長(技)磐 村 信 哉

担当係長(事)御船 隆之  
【主担任:庶務事務】  
担当係長(事)堀内 久一  
【主担任:優良賃貸住宅業務】  
担当係長(技)加藤 忠義  
【主担任:政策業務】

- 1 住宅施策の立案及び調整(企画部企画課の主管に属するものを除く。)
- 2 住宅の供給計画
- 3 横浜市住宅政策審議会
- 4 横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会
- 5 民間住宅(企画部建築防災課及び住宅再生課の主管に属するものを除く。)
- 6 優良賃貸住宅の事業計画及び制度の運用
- 7 住宅地関連公共施設等の整備に係る関係機関との連絡調整
- 8 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給会社との住宅建設協議
- 9 公益財団法人横浜市建築助成公社及び横浜市住宅供給公社
- 10 株式会社日本住情報交流センターとの連絡調整
- 11 部内他の課の主管に属しないこと
- 9 狭あい道路の整備に係る条例、規則等の立案及び解釈並びに横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例(平成7年3月横浜市条例第19号)に基づく事業及び整備促進路線の指定(都市整備局防災まちづくり推進室及び区役所土木事務所の主管に属するものを除く。次号において同じ。)
- 10 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の道路及びこれに準ずる道路の拡幅整備に係る調整

### 市 営 住 宅 課

課 長(事)池 松 秀 則  
担 当 課 長(技)花 房 慎 二 郎

管 理 係  
係 長(事)加藤謙二郎  
担 当 係 長(事)菅井 直人  
(指導担当)

- 1 市営住宅入居者の募集
- 2 市営住宅及び改良住宅の入退居
- 3 市営住宅及び改良住宅の管理人
- 4 横浜市営住宅入居者選考審議会
- 5 市営住宅及び改良住宅の入居者の管理
- 6 市営住宅入居者の高額所得者等に対する明渡請求及び訴訟
- 7 他の係の主管に属しないこと

収 納 係  
係 長(事)高橋健太郎

- 1 市営住宅及び改良住宅の使用料等の決定
- 2 市営住宅及び改良住宅の使用料等の徴収及び徴収猶予
- 3 市営住宅及び改良住宅の使用料等の減免及び滞納整理

保 全 係  
係 長(技)新川 裕之  
担 当 係 長(技)鷲原 智仁  
担 当 係 長(事)保木 正春

- 1 市営住宅の事業計画
- 2 市営住宅の整備(公共建築部の主管に属するものを除く。)
- 3 改良住宅の整備(公共建築部及び都市整備局防災まちづくり推進室の主管に属するものを除く。)
- 4 市営住宅(旧市営住宅を含む。)及び改良住宅に係る土地及び建築物の管理及び処分
- 5 市営住宅に係る共同施設及び改良住宅に係る地区施設(保育所を除く。)の管理及び処分
- 6 市営住宅及び改良住宅の増築、模様替等の承認等

### 住 宅 再 生 課

課 長(技)古 檜 山 匡 和  
担 当 課 長(事)鈴 木 陽 子

担当係長(事)諸泉 隆行  
担当係長(技)小林 和広  
担当係長(技)粕谷 弘幸  
担当係長(技)船田 克彦  
担当係長(事)大胡 祐三

- 1 持続可能な住宅地の整備
- 2 マンション・団地の支援(企画部建築防災課の主管に属するものを除く。)

**建築監察部**  
部長(技)鈴木章治

**建築指導部**  
部長(技)島宏好  
担当部長(技)小野田吉純

**法務課**  
課長(事)小島寿也

**違反対策課**  
課長(技)曾根進  
違反対策幹(嘱)伊藤稔

**情報相談課**  
課長(技)羽太良一

**審査係**  
係長(事)村上理恵子

担当係長(技)伊藤博貴  
担当係長(消)片山陽介  
担当係長(技)今中立太  
担当係長(技)大野智広  
担当係長(技)太田武夫  
【主担任:違反是正指導業務】

担当係長(事)高野るみ子  
(管理・情報担当)  
担当係長(事)吉田大造  
担当係長(技)飯村智  
(相談担当)

**調整係**  
係長(事)佐々木一臣

- 1 審査請求、訴訟等に係る局内の総括(市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。)
- 2 紛争に発展するおそれのある事件(市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。)についての局内の総括

- 1 建築基準法令の違反是正指導及び措置(建築指導部建築指導課の主管に属するものを除く。)
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第15条に基づく違反是正指導及び措置
- 3 都市計画法に基づく開発行為、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)に基づく住宅地造成事業及び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成工事の違反是正指導及び措置(宅地審査部の主管に属するものを除く。)
- 4 市街化調整区域における都市計画法に違反する建築物に係る調査、違反是正指導及び措置(宅地審査部調整区域課の分掌事務第7号に係るものを除く。)
- 5 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第4号。以下「地下室マンション条例」という。)第8条から第10条までの規定に基づく斜面地開発行為に関する違反是正指導及び措置

- 6 横浜市風致地区条例(昭和45年6月横浜市条例第35号。以下「風致条例」という。)の違反是正指導及び措置(建築指導部建築企画課の主管に属するものを除く。)
- 7 建築基準法第9条第7項及び第10項に基づく命令(建築指導部建築指導課の主管に属するものを除く。)並びに都市計画法第81条第1項及び宅地造成等規制法第14条第4項に基づく緊急工事施行停止命令(宅地審査部の主管に属するものを除く。)

- 1 建築及び開発に係る情報提供及び相談
- 2 建築、開発行為等(都市計画法等に基づく開発行為、住宅地造成事業及び宅地造成工事という。以下同じ。)及び開発事業調整条例に基づく手続に係る統計並びにその報告
- 3 建築基準法第93条の2に基づく書類の閲覧
- 4 租税特別措置法に基づく優良住宅及び優良宅地の認定(都市整備局市街地整備都市街地整備調整課の主管に属するものを除く。)
- 5 開発登録簿の閲覧及びその写しの交付
- 6 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条による証明(中古住宅に係る証明を除く。)
- 7 開発事業計画書の縦覧及び台帳の閲覧
- 8 建築確認申請台帳の記載事項証明
- 9 中高層建築物等(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成5年6月横浜市条例第35号)第2条第2項第7号に規定する中高層建築物等をいう。第11号において同じ。)の建築に係る住民への計画の周知等の手続の審査及び指導並びにこれに伴う住環境への影響に係る相談及び調整
- 10 開発事業調整条例第2条第2号イに規定する大規模な共同住宅の建築に係る住民への計画の周知等の手続の審査及び指導並びにこれに伴う住環境への影響に係る相談及び調整

**建築企画課**

課長(技)山口 賢  
担当課長(技)正木 章子  
(建築環境担当)

担当係長(技)葛西 晴喜  
担当係長(技)小松 茂  
(企画担当)  
担当係長(技)田島 剛  
担当係長(技)西村 俊之  
(建築環境担当)

**建築指導課**

課長(技)石井 保  
担当課長(技)堀切 安二  
担当課長(技)藤井 康次郎

担当係長(技)中口 岳宙  
(意匠担当)  
担当係長(技)藤井 検昌  
(構造担当)  
担当係長(技)横野 幸一  
(設備担当)  
担当係長(技)香取 直子  
担当係長(技)巽 慶太  
(指導担当)  
  
担当係長(技)篠原 秀康  
担当係長(技)長井 幹  
担当係長(技)吉原 綾子  
(建築安全担当)

- 11 中高層建築物等の建築及び開発事業（横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例第2条第2項第10号に規定する開発事業をいう。）に伴い生ずる住環境に及ぼす影響に係る紛争の解決のためのあつせん等
- 12 横浜市建築・開発紛争調停委員会
- 13 建築関係法令又はこれに基づく命令に違反する建築物の調査及び報告（建築指導課及び宅地審査部の主管に属するものを除く。）
- 14 部内他の課の主管に属しないこと

- 1 建築関係法令事務に係る条例、規則等の立案及び解釈（企画部企画課及び都市計画課の主管に属するものを除く。）
- 2 建築関係法令事務等の連絡調整等
- 3 地域地区指定の協議及び災害危険区域の指定
- 4 建築基準法第42条第1項第4号の道路の指定等及び壁面線
- 5 建築協定の認可
- 6 風致地区に係る条例、規則等の立案及び解釈並びに都市計画決定のための原案作成
- 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）に係る条例、規則等の立案及び解釈
- 8 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）第4章の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に係る条例、規則等の立案及び解釈
- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に係る条例、規則等の立案及び解釈
- 10 長期優良住宅法に基づく認定等
- 11 低炭素法第4章の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等
- 12 風致条例に基づく行為の許可及び指導、違反に係る調査、初期指導及び報告並びに風致地区に関する条例、規則等の運用
- 13 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく建築物環境配慮計画等
- 14 建築物省エネ法に基づく届出、認定等

- 1 指定確認検査機関が行った建築確認に係る報告
- 2 指定確認検査機関に係る連絡調整
- 3 建築基準法第6条の2第6項の通知
- 4 建築基準法第77条の31第2項に基づく指定確認検査機関への立入検査等
- 5 建築基準法第77条の32に基づく照会及び指示
- 6 建築基準法第7条の6第1項ただし書又は同法第18条第24項ただし書の規定に基づく仮使用の認定
- 7 建築基準法第85条第5項に基づく仮設建築物の建築の許可
- 8 建築基準法に基づく道路に関する判定及び調整（企画部建築防災課の主管に属するものを除く。）
- 9 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第56条の4の申請に係る道路の変更又は廃止
- 10 建築基準法第6条第1項に掲げる建築物、同法第87条の2の建築設備並びに同法第88条第1項及び第2項の工作物（擁壁を除く。）の確認、指導、審査及び検査

- 11 建築基準法第9条第7項及び第10項に基づく命令（建築監察部違反対策課において行っている同条第7項及び第10項に基づく命令に関するものに係るものを除く。）
- 12 建築基準法第18条第3項（バリアフリー法第17条第6項、長期優良住宅法第6条第4項、低炭素法第54条第4項又は建築物省エネ法第30条第4項により準用される場合を含む。）による審査及び交付、建築基準法第18条第17項及び第20項による検査並びに同条第18項及び第21項による交付
- 13 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく同意
- 14 地下室マンション条例第4条に基づく斜面地開発行為における地下室建築物の延べ面積の判定
- 15 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務のうち、災害復興住宅に係る工事の審査
- 16 既存建築物の防火避難の指導
- 17 保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物に対する調査及び措置
- 18 建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告

**宅地審査部**  
部長(技)漆原 順一

**市街地建築課**  
課長(技)岡本 卓

担当係長(技)林 香織  
(市街地担当)  
担当係長(技)松永 克也  
担当係長(技)後藤 俊一  
(建築許認可担当)

- 1 建築関係法令に基づく建築物の許可及びこれに伴う聴聞会並びに同関係法令に基づく建築物の認定(建築指導課の主管に属するものを除く。)
- 2 建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定等(宅地審査部の主管に属するものを除く。)
- 3 横浜市駐車場条例(昭和38年10月横浜市条例第33号)に基づき建築物に附置されるべき駐車場の審査及び指導
- 4 パリアフリー法に基づく認定
- 5 横浜市福祉のまちづくり条例(平成24年12月横浜市条例第90号)に基づく建築物の審査、指導、許可及び検査

**宅地審査課**  
課長(技)立石 孝司  
担当課長(技)山本 和弘  
担当課長(技)杉浦 達彦  
(宅地企画担当)

担当係長(技)大嶽 洋一  
担当係長(技)清野 修  
担当係長(技)大熊 輝之  
担当係長(技)伊藤 伸  
【主担任:指導業務】  
担当係長(技)廣澤美津江  
【主担任:宅地企画業務】

- 1 開発行為等及び開発事業調整条例に係る調査(公共施設管理者の主管に属するものを除く。)
- 2 宅地開発指導に係る企画、立案及び制度に係る調整(企画部企画課の主管に属するものを除く。)
- 3 開発行為等に係る条例、規則等の立案及び解釈
- 4 開発行為等の技術基準の策定及び調整
- 5 開発事業調整条例(第3章を除く。以下この部において同じ。)の立案及び解釈
- 6 開発事業調整条例の技術基準の策定及び調整
- 7 開発行為等の未完結事業の処理
- 8 開発行為等及び開発事業調整条例に係る事務の建築指導部との連絡調整
- 9 宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等
- 10 宅地の耐震化に係る調査及び調整(企画部建築防災課の主管に属するものを除く。)
- 11 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和63年法律第47号)
- 12 都市農地の計画的宅地化
- 13 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会

**調整区域課**  
課長(技)郷間 宏

担当係長(事)藤本 孝  
【主担任:事務業務】  
担当係長(技)稲垣 伸人  
担当係長(技)小西 真樹  
【主担任:指導業務】

- 1 市街化調整区域における開発事業の手続に係る調整(建築指導部情報相談課の分掌事務第10号に係るものを除く。)
- 2 開発行為等の許可、検査及び指導(宅地審査課の主管に属するもの及び公共施設管理者が実施するものを除く。)
- 3 市街化調整区域における都市計画法第29条ただし書の適用
- 4 都市計画法第41条から第43条までの許可及び協議
- 5 市街化調整区域における開発事業の手続に係る違反是正指導(建築指導部情報相談課の分掌事務第10号に係るものを除く。)
- 6 市街化調整区域における開発行為等に係る違反工事の調査、初期指導(緊急工事施行停止命令を含む。)
- 7 市街化調整区域における都市計画法に違反する建築物に係る報告(調査及び違反是正指導を除く。)
- 8 市街化調整区域における地下室マンション条例第8条から第10条までにに基づく斜面地開発行為に関する勧告、命令、報告等の徴収及び立入検査
- 9 市街化調整区域における建築基準法第42条第1項第5号の道路(新たに築造しようとするものに限る。)の位置の指定
- 10 市街化調整区域における建築基準法第88条第1項の工作物(擁壁に限る。)の確認、指導及び検査並びに違反工事の調査、初期指導及び報告
- 11 開発登録簿の調製
- 12 都市計画法等に基づく設計者の資格の登録
- 13 都市計画法第45条の承認
- 14 開発行為等の工事完了公告及び建築基準法第42条第1項第5号の道路(新たに築造しようとするものに限る。)の位置の指定の公告

**公共建築部**  
 部長(技)花井透  
 部長(技)鈴木和宏  
 (新市庁舎整備担当)  
 <総務局総務部  
 新市庁舎整備担当部長兼務>

**営繕企画課**  
 課長(技)鷗澤聡明  
 <財政局公共施設・事業調整室  
 公共施設・事業調整課保全・  
 利活用計画担当課長兼務>  
 担当課長(技)大場重雄  
 (技術管理担当)  
 担当課長(事)秋元一志  
 (建設業活性化対策担当)

担当係長(事)吉野仁  
 【主任任:事務業務】  
 担当係長(技)村上まり子  
 【主任任:企画業務】  
 担当係長(技)松下由佳  
 担当係長(技)松壽望  
 担当係長(技)狩野政信  
 担当係長(技)鈴木博行  
 担当係長(技)黒川元治  
 【主任任:技術管理業務】

- 1 庁舎及び住宅、学校その他の公の施設(資源循環局、港湾局、水道局及び交通局の主管に属するものを除く。以下この項中「庁舎等」という。)に係る工事の企画及び総合調整
- 2 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事(以下この部中「建築工事等」という。)に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修
- 3 建築工事等に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整
- 4 建築工事等に係る検査及び安全管理等
- 5 庁舎等に係る技術上の調査に係る総合調整
- 6 公益財団法人横浜市建築保全公社との連絡調整
- 7 部内他の課の主管に属しないこと

**保全推進課**  
 課長(技)竹下雄治  
 担当課長(技)中村信樹  
 (保安全管理担当)

担当係長(技)高野洋一  
 担当係長(技)小出歩  
 担当係長(技)金澤直樹  
 【主任任:庁舎保全業務】  
 担当係長(技)小林卓哉  
 【主任任:学校保全業務】  
 担当係長(技)本田裕一  
 【主任任:省エネルギー推進業務】  
 担当係長(技)上藪勝之  
 【主任任:市庁舎保全業務】

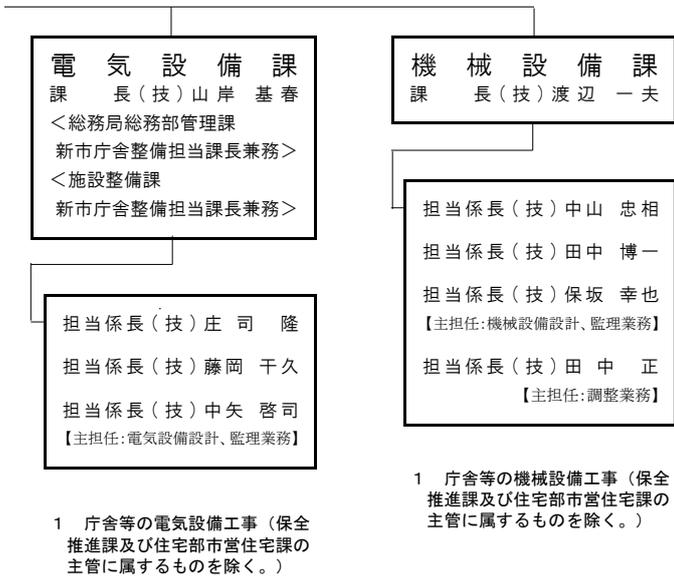
- 1 庁舎等の保全計画に係る総合調整
- 2 庁舎等(住宅を除く。)の保全計画並びに保全の調査及び対策
- 3 庁舎等の省エネルギーの推進
- 4 庁舎等の設備管理等に係る総合調整
- 5 横浜市電気工作物保安規程(昭和48年8月達第33号)(経済局、環境創造局、資源循環局、道路局及び港湾局の主管に属するものを除く。)及び建築局長が指定する施設の電気工作物の管理
- 6 市庁舎の設備の維持管理並びにこれに伴う小規模修繕工事等の設計及び施行

**施設整備課**  
 課長(技)角田広行  
 担当課長(技)水田寛義  
 担当課長(技)中澤誠治  
 担当課長(技)神田岳  
 (新市庁舎整備担当)  
 <総務局総務部管理課  
 新市庁舎整備担当課長兼務>  
 担当課長  
 (新市庁舎整備担当)  
 <電気設備課長兼務>  
 担当課長(事)大津豪  
 担当課長(事)谷口智行  
 (新市庁舎整備担当)  
 <総務局総務部管理課  
 新市庁舎整備担当課長兼務>

- 1 庁舎等の建設工事
- 2 庁舎等に係る土木工事
- 3 学校の建設等に係る調整(教育委員会事務局施設部教育施設課管轄の分掌事務第1号に係るものを除く。)

担当係長(技)森地良隆  
 【主任任:計画業務】  
 担当係長(技)日下野夏子  
 担当係長(技)佐々木哲  
 【主任任:教育施設】  
 担当係長(技)服部敦  
 【主任任:住宅】  
 担当係長(技)鈴木謙克  
 【主任任:土木業務】  
 担当係長(技)大橋朱美  
 担当係長(技)成田充  
 【主任任:庁舎施設】  
 <市民局区政支援部  
 地域施設課担当係長兼務>  
 担当係長(技)松田豊  
 (区庁舎整備担当)  
 <市民局区政支援部  
 地域施設課担当係長兼務>  
 担当係長(技)赤羽孝史  
 担当係長(技)西田誠司  
 担当係長(技)永田祐介  
 担当係長(技)菅野和広  
 担当係長(技)稲塚陽一  
 担当係長(技)飯塚泰明  
 担当係長(技)棧敷美帆  
 担当係長(技)福田涉  
 担当係長(技)中原一郎  
 (新市庁舎整備担当)  
 <総務局総務部管理課  
 新市庁舎整備担当係長兼務>  
 担当係長(事)岩井俊祐  
 担当係長(事)山田光徳  
 担当係長(事)矢崎将一  
 担当係長(事)金丸知弘  
 担当係長(事)田中薫  
 担当係長(事)高次和樹  
 (新市庁舎整備担当)  
 <総務局総務部管理課  
 新市庁舎整備担当係長兼務>  
 担当係長(技)神谷賢  
 (新市庁舎整備担当)  
 <議会局市会事務部総務課  
 議会棟計画等担当係長兼務>

〔公共建築部施設整備課、電気設備課及び機械設備課職員は、医療局病院経営本部病院経営部病院経営課職員を併任〕



【医療局病院経営本部併任】

併任先	本務
医療局病院経営本部病院経営部担当部長	建築局公共建築部長 (技) 花井透
医療局病院経営本部病院経営部病院経営課担当課長	建築局公共建築部営繕企画課技術管理担当課長 (技) 大場重雄
	建築局公共建築部施設整備課長 (技) 角田広行
	建築局公共建築部電気設備課長 (技) 山岸基春
	建築局公共建築部機械設備課長 (技) 渡辺一夫
医療局病院経営本部病院経営部病院経営課担当係長	建築局公共建築部営繕企画課担当係長 (技) 松下由佳
	建築局公共建築部営繕企画課担当係長 (技) 鈴木博行
	建築局公共建築部営繕企画課担当係長 (技) 黒川元治
	建築局公共建築部施設整備課担当係長 (技) 鈴木謙克
	建築局公共建築部施設整備課担当係長 (技) 大橋朱美
	建築局公共建築部電気設備課担当係長 (技) 中矢啓司
	建築局公共建築部機械設備課担当係長 (技) 田中博一

平成29年度

# 事業概要

建築局

## 平成29年度 建築局事業概要 目次

◇ 平成29年度 建築局事業の全体像（運営方針）	
・ 基本目標	2
・ 目標達成に向けた組織運営	
・ 目標達成に向けた施策	
・ 主な事業	3
◇ 平成29年度 建築局予算総括表	22
1 建築行政総務費	23
2 都市計画調査費	34
3 公共建築物長寿命化対策費	35
4 工事監理費	36
5 市営住宅管理費	36
6 市営住宅整備費	37
7 優良賃貸住宅事業費	37
8 住宅施策推進費	38
9 住宅供給公社損失補償	43
10 建築助成公社損失補償	43

# 平成 29 年度 建築局事業の全体像(運営方針)

## 基本目標

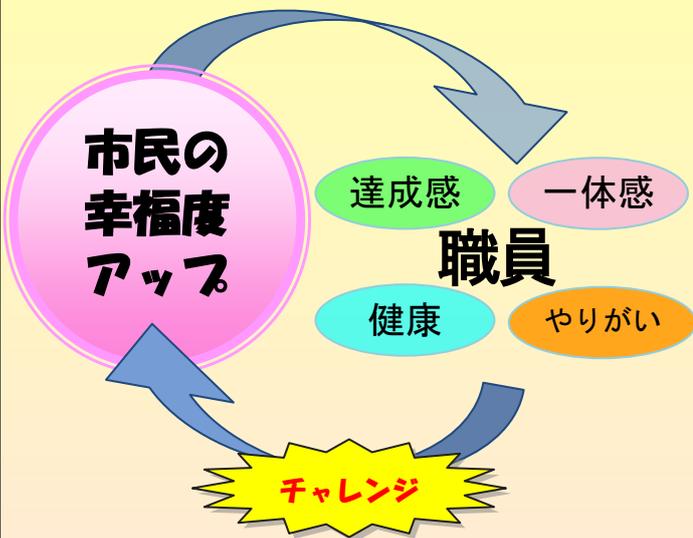
確かな技術力による、安全・安心で環境に優しいまちづくりを進め、  
**市民の幸福度を高めます!!**  
 ~どんな時でも全力帆走~

### ■ 目標達成に向けた組織運営

現状と将来の課題を見据え、



**局一丸となって  
チーム力発揮!!**



- 組織力向上**
  - ・建築局人材育成ビジョンに基づき職員一人ひとりに応じたキャリアデザイン支援や組織全体の力を高めます。
- 課題解決**
  - ・局内横断的な課題や将来の課題を先取りし、局全体で議論、解決策・方向性を見出す「建築局未来プロジェクト」を推進します。
- 公民連携**
  - ・目標達成に向けた施策を実現するため、企業やNPO等との公民連携を積極的に進めます。

### ■ 目標達成に向けた施策

#### < 3つの基本施策 >

#### 1. 災害に強い安全なまちづくりの着実な推進

人命を守ることが最大の責務と認識し、大地震や風水害による被害の軽減に全力で取り組みます!!

- (1) 耐震対策等の推進
- (2) 狭あい道路の拡幅
- (3) 総合的ななげ地防災対策の推進
- (4) 的確な建築・宅地指導行政の推進
- (5) 国際協力の推進



狭あい道路の拡幅

#### 2. 安心して豊かな住生活の実現・団地再生の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます!!

- (1) 団地を核とした郊外住宅地の再生・活性化
- (2) 多様なニーズに対応した住宅施策の推進
- (3) 空家対策の推進
- (4) 戦略的な土地利用誘導の実施



持続可能な住宅地再開発プロジェクト

#### 3. 環境と健康に配慮した建築物の普及

温暖化対策に加え、健康と経済の視点を持って建築物の省エネルギー化を推進します!!

- (1) CASBEE横浜の普及促進
- (2) 住宅の省エネルギー化の推進
- (3) 公共建築物の省エネルギー化等の推進  
省エネ改修の推進(ESCO等)、長寿命化対策、木材利用の促進



### 見据えた将来を 将来を 見据えた対応

- ★職員の人材育成**
  - ・OJTを通じた能力開発
  - ・専門的な知識や技術力を高める各種研修の実施
  - ・達成感や成長を実感できるサポート制度等の充実
- ★局未来プロジェクト**
  - <29年度検討テーマ>
  - ・団地再生の新たな仕組みづくり
  - ・将来を見据えた土地利用コントロール
  - ・未来への継承(Connecting to the Future) ~建築・都市づくりの系譜~
- ★中期4か年計画 2014~2017**
  - 3つの基本施策と未来のまちづくり戦略を連動させ、計画の最終年度として各事業において総仕上げを行い、次に繋がる結果を出します。
- ★新市庁舎・公共建築物整備**
  - 環境や安全に配慮し、市民に親しみ愛される新市庁舎や公会堂等の整備を進めます。

# 主な事業

## 1 災害に強い安全なまちづくりの着実な推進

◎は新規事業又は拡充事業  
《》内の数値は予算額による予定数

### (1) 耐震対策等の推進

#### ○ 特定建築物の耐震化 [P25] 4億8,893万円 (28年度 6億5,079万円)

旧耐震基準で建築された特定建築物※の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修費の補助を行います。

特に耐震診断が義務付けられた沿道建物については、概ね診断が完了し、今後は耐震化に注力します。除却工事への補助を新たに実施するほか、計画的に耐震化が進むよう、建築の専門家をコーディネーターとして派遣し、設計から工事まで一貫して支援する「耐震トータルサポート事業」を実施します。

※ 多数の者が利用する建築物や震災時に重要な道路沿道の建築物等

- ・ 特定建築物耐震改修等事業 4億7,806万円  
《耐震診断：57件 耐震設計：22件 耐震改修：12件  
【拡充】除却：4件》



耐震改修事例（ブレース設置工事）  
㈱ケー・アール建築研究所 提供

#### ○ 木造住宅・マンションの耐震化 [P23, 24] 7億5,512万円 (28年度 11億5,454万円)

旧耐震基準で建築された木造住宅及びマンションの耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修費の補助を行います。熊本地震を機に拡充された国土交通省事業を活用し、29年度中に木造住宅の耐震改修工事に着手する物件には補助額の拡充を行います。

また、補助対象とする改修方法の選択肢を追加し、より一層の耐震化を促進するほか、比較的簡易かつ命を守る防災ベッド等の本体費用への補助を継続します。

耐震診断義務付けマンションは、概ねの診断完了に伴い、今後は計画的な耐震化に向けて特定建築物と同様に「耐震トータルサポート事業」を実施します。

- ・ 木造住宅耐震事業 2億4,268万円  
《診断：450件 改修：147件》
- ・ 防災ベッド等設置推進事業 2,000万円《100件》
- ・ マンション耐震事業 4億7,409万円  
《診断：19件 改修設計：12件 改修工事10件》



改修前



改修後

マンション耐震改修事例  
(バルコニー外側に耐震フレームを新設)  
『マンション耐震化マニュアル』より掲載  
(発行：(一財)日本建築防災協会)

## ○ 災害発生に備えた住宅確保対策〔P42〕

200 万円（28 年度

700 万円）

大規模地震等の発災後に、早期に応急仮設住宅の供与ができるよう、民間賃貸住宅の借上げも含めて「応急仮設住宅供給マニュアル」を見直します。また、震災復興時に住宅の速やかな再建や応急的な住宅から恒久的な住宅への円滑な移行ができるよう「住宅復興実務マニュアル」を策定します。

## (2) 狭あい道路の拡幅

### ◎ 狭あい道路の拡幅整備〔P26〕

9 億 7,272 万円

（28 年度 8 億 9,842 万円）

狭あい道路のうち条例で指定した整備促進路線において、塀の除去、移設等の費用助成や後退部分の舗装を行います。

防災、利便性の観点から優先的に整備を行うべき路線を中心に、交差点間の一体的な整備や隣地と併せた整備を働きかけます。また、28 年 12 月公布の改正条例により、整備促進路線のうち 2 項道路に接する敷地での協議の義務化、角地のすみ切を含めた後退用地の買取り、後退後の形状変更・支障物設置の禁止の実施などにより、効果的に事業を推進します。

・整備予定距離：8.9km



整備前



整備後

狭あい道路拡幅整備工事

## コラム1 公共建築物天井脱落対策事業計画

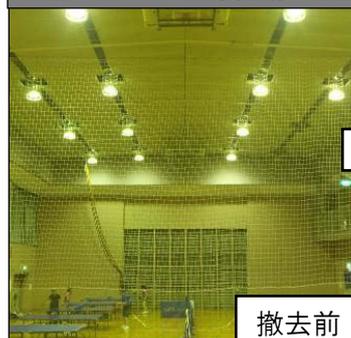
東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井の脱落が多数生じたことを受けて、平成 26 年 4 月に改正建築基準法施行令が施行され、新たに建築するときの特定天井（※下記参照）については、新基準への適合が求められました。

本市の既存公共建築物については、新基準への適合は求められていないものの、市民の安全を確保し、災害時において防災機能の役割が十分に果たせるよう、平成 27 年 3 月に「横浜市公共建築物天井脱落対策事業計画」を策定しました。

現在、公会堂やスポーツセンター、地区センターの体育室など、対象となる 105 施設について、天井の耐震改修を計画的に進めています。

（※）天井高さ6m超、水平投影面積 200㎡超、天井部材重さ2kg/㎡超の吊り天井

### 撤去による耐震改修の例（地区センターの体育室）



撤去前



撤去後

### (3) 総合的ながけ地防災対策の推進

#### ○ がけ地の防災対策の強化〔P26, 27〕

5 億 1, 275 万円 (28 年度 7 億 5, 714 万円)

がけ地の総合的な防災対策に引き続き取り組むとともに、専門家と連携したがけ改善サポート制度の検討などを進めていきます。

27 年 1 月から土砂災害警戒区域内にある約 9, 800 箇所のがけ地を対象に実施している「がけ地現地調査」については、29 年度に約 1, 400 箇所の調査を行い、すべての箇所の調査が完了します。

この調査結果を踏まえ、対策が必要ながけ地の所有者に対して、改善に向けた働きかけを行い、防災対策の推進を図ります。

さらに、神奈川県と連携した急傾斜地崩壊対策事業により、がけ地の改善を促進していきます。

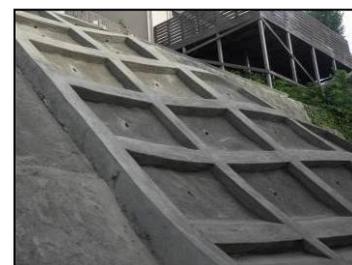


がけ地現地調査



防災助成金制度の利用例

- ・ がけ地防災対策事業 3 億 207 万円  
《がけ地現地調査：約 1, 400 箇所 防災対策工事助成：35 件  
減災対策工事助成：30 件》
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業 2 億 1, 068 万円



減災助成金制度の利用例

#### ○ 大規模盛土造成地の耐震化の推進〔P27, 28〕 467 万円 (28 年度 1, 038 万円)

29 年度は、大規模盛土造成地の耐震化について周知・啓発を進め、市民の宅地に関する地震防災への意識を高めていきます。また、28 年度までに実施した宅地造成状況調査の結果を踏まえ、本市における造成宅地の安全度を向上させるための方法や住民支援策等について取りまとめます。

- ・ 宅地造成状況調査費 167 万円
- ・ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 300 万円

#### (4) 的確な建築・宅地指導行政の推進

○ 建築指導行政運営費〔P28〕 1億2,461万円(28年度 1億2,739万円)

建築確認申請等の審査・検査を行うとともに、建築基準法上の道路判定、指定確認検査機関の指導、建築・宅地に係る相談等の業務を行います。

また、社会状況の変化を見据え、制度等について必要に応じて見直しを検討します。

○ 宅地指導行政運営費〔P28〕 1,898万円(28年度 2,109万円)

安全で良質な市街地の形成のため、開発・宅地造成工事の許可申請や市街化調整区域内の建築等の許可申請の審査等を行います。

また、宅地開発の許可業務を円滑に行うための企画・立案等を行います。

○ 違反是正指導の推進〔P29〕 4,690万円(28年度 4,690万円)

建築関係法令の違反に対し、是正指導の進捗管理の徹底や現場状況等の的確な把握により、継続的かつ効果的な指導を進めます。

また、宅地造成等規制法の違反は造成状況が分かりにくく、危険性の客観的な判断が困難であることから、29年度は新たにボーリングなどの地盤調査を実施し、的確な指導を行います。

さらに、関係団体などとも連携し、違反の未然防止活動にも力を入れ、違反对策に総合的に取り組みます。

◎ 特殊建築物等の定期報告〔P29〕 2,792万円(28年度 2,730万円)

不特定多数の方が利用する建築物、建築設備等について、建築基準法第12条に基づく定期報告制度により、施設の所有者又は管理者からその状況や調査・検査の報告を求めます。そのうえで、既存建築物の適切な維持管理を促し、さらに、報告内容に基づき改善指導等を行うことにより、安全性の向上を図ります。

## ○ 中高層建築物等に係る専門家による助言 [P30]

112 万円 (28 年度 130 万円)

中高層建築物等の建築に伴う紛争の未然防止や自主的かつ円満な解決を目的に 24 年度から開始した「専門家助言制度」を引き続き実施します。

これにより、周辺住民の方々と建築主の方の相互理解に基づいた話し合いを促進します。

## ○ 建築開発法務支援事業 [P30]

120 万円 (28 年度 120 万円)

違反建築への対応強化など、建築・宅地指導行政の執行において、弁護士の助言や職員による法的支援により、訴訟等の法的紛争に発展するおそれのある問題を適切に解決し、紛争の未然防止を図ります。

また、実務に即した法務研修を行い、職員の法務能力の向上を図ることにより、市民の安全・安心を守る建築・宅地指導行政をより適切に進めます。

## ◎ 建設関連産業の活性化 [P30]

250 万円 (28 年度 225 万円)

市内建設関連事業者の本業強化等の取組を支援し、活性化に繋げるため、経営等各分野の専門家を、建設関連団体や中小建設関連企業へ派遣します。

また、業界の若年者雇用の促進を図るため雇用スキル向上セミナーや建設関連企業による就職面接会を実施するなど、引き続き若年者雇用の促進を支援します。



- ・ 専門家（アドバイザー）派遣 125 万円 《団体派遣：15 件 企業派遣：25 件》
- ・ 若年者雇用対策 125 万円

## (5) 国際協力の推進

### ◎ 国際協力の推進 [P33]

100 万円 (28 年度 一万円)

関係局及び関係機関と協力し、建築局が持つ技術力を活かしてネパール地震の復興支援や技術的支援、情報提供等の国際協力を進めます。

## コラム2 狭あい道路拡幅整備事業（制度の見直し）

### ●狭あい道路の現状

市内約 1,900km の狭あい道路（幅員 4m 未満の道路）のうち、通行上・防災上重要な路線を「整備促進路線」（約 505km）に位置付けて、年間約 8km の整備を進めています。日常生活の利便性を向上し、地震や火災などの災害時に避難や消火・救急活動を円滑にするため、更なる推進が必要です。

### ●条例の改正

狭あい道路の整備は、良好な住環境の形成と災害に強いまちづくりを目指す上で重要な施策の一つであり、市会と行政が互いに、更なる推進に向けた制度の見直しを進めてきたところです。その結果、28 年第 4 回定例会において条例改正案が議員提案により上程され、可決される運びとなりました（規則改正を経て、施行は 29 年度を予定）。この条例改正を契機に、29 年度から主に次の項目を追加して取り組んでいきます。

### 条例改正による新たな取組

#### ①建築の際に協議を義務化します

整備促進路線のうち 2 項道路沿いの拡幅が進むよう、建築確認申請の際に、狭あい道路に関する協議を義務化します。

#### ②すみ切を設けた角地の買取り協議を行います

角地において見通しの確保や車両通行の円滑化に貢献するすみ切を設ける場合、セットバック部分と併せて、買取りの協議を行います。



#### ③道路状の整備を促進します

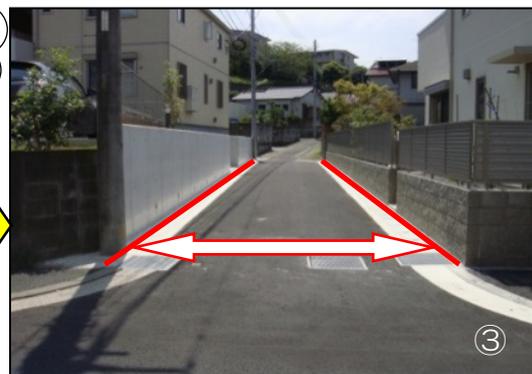
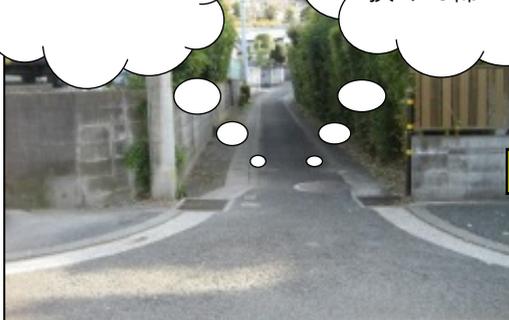
道路として使える幅を増やすよう、道路後退線まで側溝を移設する整備を促進します。

#### ④形状の変更や支障物の設置を禁止します

補助制度を利用して拡幅整備した後は、側溝の形状を変えることや、通行上の支障となる物（自動販売機など）を置くことを禁止します。

曲り角の見通しが悪くて危ないな

この道路は狭くて怖いな



## コラム3 国際協力の取組

横浜市では、平成 27 年度に国際局を新設し、国際協力にこれまで以上に積極的に取組むこととされています。建築局では、これまでも、Y-PORT事業、国土交通省経由のラオス支援、シティネットを通じたネパール支援等、様々な実績がありますが、国際協力関係の取組及び発信を一層強化するため、各課が個別に行っていた支援を局内関係部署で共有する仕組みとして、建築局国際協力推進会議を平成 28 年度から立ち上げました。

今後とも、被災国に対する復興支援や途上国への技術支援等を関係局及び関係機関と協力し、建築局が持つ技術力を活かした国際協力を継続的に行っていきます。

### 取組の柱

- (1) ネパール地震復興支援
- (2) 先駆的な取組を情報発信
- (3) 国際感覚・視点を持った職員の育成
- (4) JICA 等の研修への協力



カトマンズ市長からの礼状

**ネパール地震** 建築局では、27 年 4 月に発生した地震によって多くの地域が被害を受けたネパール連邦民主共和国の復興支援を続けています。また、復興支援の中で、職員間の交流、カトマンズ市長の建築局長表敬訪問（28 年 11 月）等を経て、友好関係を構築しています。

#### ・現地派遣

- 第 1 次：27 年 7 月
- 第 2 次：28 年 6 月
- 第 3 次：28 年 10 月



#### ・職員受入：28 年 3 月、29 年 3 月

#### ・復興支援に関する覚書：28 年 6 月 30 日締結 (横浜市、カトマンズ市、シティネット横浜)

- 〈内容〉・能力開発等を通じた復興支援
- ・締結後 3 年間、年 3 回程度の研修
  - ・カトマンズ市及び周辺都市、ネパール国内シティネット会員を対象

**職員育成** 蓄積したノウハウを活用した国際協力を継続する中で、職員の参加を積極的に推進し、国際的な感覚・視点を持った職員を育成します。また、現地派遣や受入等の経験から得たことを活かし、業務を推進していきます。



- ・建築技術や建築指導行政のノウハウ活用
- ・国際感覚・視点を持った職員育成

**情報発信** 環境に配慮した建築物の認証制度や、持続可能な住宅地の再生は、世界各国でも検討やプロジェクトが進められています。海外の研究機関等からの要請に基づき、海外で開催されたシンポジウム等で横浜市を進めるこれらの取組について情報発信しています。

#### 【直近の例】

- ・CASBEE 横浜：28 年 11 月（アメリカ合衆国）
- ・持続可能な住宅地づくり：28 年 6 月（韓国）

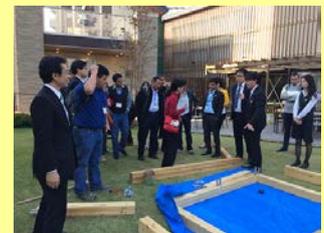


「持続可能な開発目標における都市政策に関する国際フォーラム（韓国）」にて

**研修協力** 横浜市が先駆的・継続的に進めている取組について、JICA や海外からの要請に基づき、研修や視察受け入れの協力をしています。内容に応じて、市内企業とも連携しています。

#### 【主な JICA 研修】

- ・ESCO 事業の現地視察（日産スタジアム等）
- ・宅地造成と開発規制についての説明
- ・環境にやさしい建築物づくり(市内企業と連携)



#### 【海外の各都市等からの主な要請】

- ・持続可能な住宅地モデルプロジェクト視察

## 2 安心して豊かな住生活の実現・団地再生の推進

◎は新規事業又は拡充事業  
《》内の数値は予算額による予定数

### (1) 団地を核とした郊外住宅地の再生・活性化

◎ 大規模団地等の再生支援【区】〔P39, 40〕 3,613万円(28年度 2,494万円)  
(うち【区】811万円)

ア 団地再生に向けた新たな取組 1,061万円

市民の6割以上が居住している郊外部の住宅地の再生・活性化に向けて、新たに公的な住宅供給団体等で組織した「よこはま団地再生コンソーシアム」により、住み替え、再生資金、拠点づくりなどの団地再生の取組を連携して進めます。

また、地域特性に応じた大規模団地の再生モデル構築に向け、関係区局と連携して取り組みます。

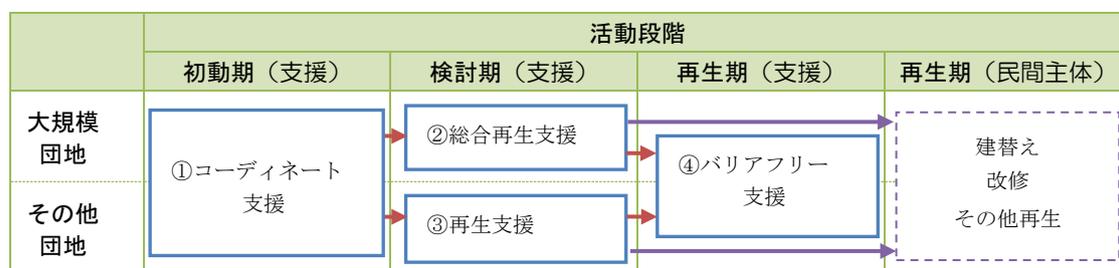
さらに、団地の建替え、改修が円滑に行えるよう、制度上の課題等を抽出、整理し、改善に向けて検討します。

- ・ 団地再生コンソーシアム 50万円
- ・ 大規模団地再生モデルの構築【旭区】 811万円
- ・ 団地再生における制度検討等 200万円

※【区】は、地域課題解決のため区の財源も活用し、局が予算を編成・執行する「区局連携促進事業」

イ 団地再生支援事業 2,190万円

建築物の老朽化や居住者の高齢化が進む集合住宅団地の再生に向けて、初動期におけるコーディネーターの派遣(①)、関係者と連携した総合的な視点での大規模団地等への支援、管理組合への検討費の助成(②③)、共用部分のバリアフリー整備費の助成(④)など、団地の課題や取組に応じた住民主体の再生を支援します。



ウ マンション管理組合への支援等 362万円

マンションの適正な維持管理や改修、建替え等を支援するため、管理組合へのアドバイザーの派遣や、専門家と管理組合の交流会を各区で開催するなど、情報提供や相談対応を行います。

## ○ 持続可能な住宅地モデルプロジェクト [P39]

4,300 万円 (28 年度 4,596 万円)

多様な主体と連携し、超高齢化等、地域の課題解決に取り組み、持続可能な魅力あるまちづくりのモデルを創り出します。

次のモデル地区において、地域や鉄道事業者、UR都市機構等と連携し、高齢化対応、子育て支援、多世代交流等の課題解決に向けた取組を進めるほか、住民参加型のモデル事業等を実施します。

- ・青葉区たまプラーザ駅北側地区 2,000 万円
- ・緑区十日市場町周辺地域 1,250 万円
- ・相鉄いずみ野線沿線地域 500 万円
- ・磯子区洋光台周辺地区 400 万円

## (2) 多様なニーズに対応した住宅施策の推進

### ○ 市営住宅整備事業 [P37] 4 億 6,224 万円 (28 年度 6 億 160 万円)

昭和 40 年代に建設された大規模団地である市営ひかりが丘住宅において、福祉対応として 28 年度までに実施したエレベーター設置工事に引き続き、更なる長寿命化や居住性向上のための住戸内改善工事を行います。

寿町総合労働福祉会館（市営寿町住宅と福祉施設等の複合施設）の耐震対策としての再整備では、28 年度に引き続き解体工事を行い、その後新築工事に着手します。

また、今後の市営住宅の再生に向けて、郊外の大規模住宅や、浴室のない住宅について、具体的な再生手法の検討を行います。

- ・ひかりが丘住宅住戸内改善事業（工事、設計他） 3 億 604 万円  
《工事:30 戸、設計:30 戸》
- ・寿町総合労働福祉会館（市営寿町住宅）再整備 1 億4,270 万円  
《新築工事:80 戸》
- ・市営住宅再生モデル検討 500 万円

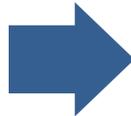
◎ 市営住宅の計画修繕 [P36]

4 億 6,929 万円 (28 年度 4 億 5,760 万円)

市営住宅入居者が安全に、安心して生活できるよう、定期点検や劣化調査の結果を踏まえ、計画的に修繕を実施することにより、市営住宅の長寿命化とトータルコストの縮減を図ります。



改修前



改修後

屋上防水工事

◎ 民間住宅あんしん入居事業 [P40]

474 万円 (28 年度 404 万円)

連帯保証人がいないことにより民間賃貸住宅への入居ができない高齢者や障害者の方などに対して、協力不動産店による物件紹介と、協定保証会社による家賃債務保証により、入居を支援します。

また、28 年 12 月から 2 年間、民間住宅あんしん入居事業を利用して、新たに入居されるひとり暮らしの 60 歳以上の方を対象に、「民間住宅あんしん入居安否確認サービスモデル事業」を実施し、入居支援をさらに推進していきます。

○ 住まいに関する相談・情報提供 [P41]

700 万円 (28 年度 740 万円)

市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談を受けられるよう、ハウスクエア横浜での相談業務のほか、民間事業者の実施する相談拠点と連携し、住まいに関する相談や情報提供を引き続き実施します。

また、省エネ住宅相談員登録制度をとおして、住宅の省エネルギー化を推進します。



相談事業を周知するチラシ

## ○ 子育て世帯に対する住まいの支援 [P37, 40]

5億7,144万円 (28年度 7億4,424万円)

既存ストック等を活用した子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の供給や、多世代が支え合うための近居を引き続き進めます。また、地域子育て応援マンションの認定及び普及啓発を行います。

- ・子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業 1億6,880万円  
《認定戸数：187戸 管理戸数：521戸》
- ・地域子育て応援マンション認定事業 10万円 《認定件数：2物件 (561戸)》
- ・ヨコハマ・りふいん事業 4億254万円 《管理戸数：3,264戸》

## ◎ 高齢者等に対する住まいの支援 [P37, 40]

11億6,982万円 (28年度 10億2,092万円)

高齢者向け優良賃貸住宅の供給やサービス付き高齢者向け住宅の供給支援を行い、あわせて、他の世代や地域との交流が生まれる多世代型住宅の普及を促進します。



高齢者向け優良賃貸住宅  
(事業者より提供)

- ・高齢者向け優良賃貸住宅事業 11億6,740万円 《管理戸数：2,197戸》
- ・サービス付き高齢者向け住宅登録事業 242万円 《新規登録：20件》

## ○ 住宅政策関連計画の改定 [P38]

158万円 (28年度 1,485万円)

29年4月の住宅政策審議会の答申を受け、横浜市の住まいや住環境の基本的な方向性を定める「横浜市住生活基本計画」の見直しを行います。

また、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の見直しを踏まえ、「横浜市高齢者居住安定確保計画」の改定を行います。

- ・横浜市住生活基本計画及び横浜市高齢者居住安定確保計画の改定 158万円

### (3) 空家対策の推進

- ◎ 総合的な空家対策の推進【区】〔P29, 31〕 1,364 万円 (28 年度 1,152 万円)  
(うち【区】1,020 万円)

28 年 2 月に策定した「横浜市空家等対策計画」に基づき、  
①空家化の予防、②流通や活用の促進、③管理不全の防止、  
④空家除却後の跡地活用を取組の柱として、関係区局、  
地域住民、専門家団体等と連携して対策を進めます。



空家無料相談会

※【区】は、地域課題解決のため区の財源も活用し、局が予算を編成・執行する「区局連携促進事業」

取組の柱	代表的な取組
①空家化の予防	専門家団体と連携した相談会の開催
②流通や活用の促進	子育て世帯や若者の居住促進を目的とした中古住宅の流通地域の活動拠点等としての活用
③管理不全の防止	空家特措法を活用した改善指導の実施
④空家除却後の跡地活用	密集市街地における防災広場としての跡地活用

### (4) 戦略的な土地利用誘導の実施

- 第 7 回線引き全市見直し〔P34〕 200 万円 (28 年度 1,082 万円)

24 年度に都市計画の決定権限の移譲を受け、市街化区域と市街化調整区域との区分(線引き)の第 7 回全市見直しと関連した用途地域、高度地区等の変更を行っています。

29 年度は、都市計画法に基づく縦覧や横浜市都市計画審議会の審議を経て変更告示を目指します。

- 土地利用転換時の誘導方策の実施〔P32〕 200 万円 (28 年度 300 万円)

工場跡地などの大規模な土地利用転換に際し、開発構想の初期段階で関係区局の部長級で構成する開発調整会議を開催し、行政ニーズや地域ニーズを踏まえた助言を早期に行うことで、適正な土地利用を誘導します。また、土地利用の総合調整に関する制度を一層充実させることで、保育施設などの地域に必要な機能の導入を図っていきます。

- ◎ 用途地域見直しの検討〔P34〕 350 万円 (28 年度 一万円)

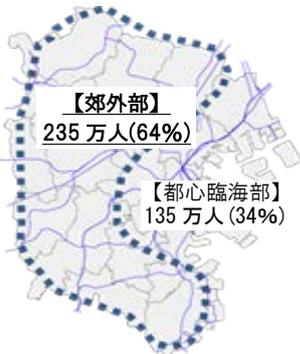
用途地域の全市見直しを行った平成 8 年から約 20 年が経過しており、その間、社会情勢が変化し、また横浜の都市づくりも進展しました。これらを踏まえ、横浜の将来を見据えた課題に対応するため、29 年度から用途地域の全市見直しに関する検討を進めます。

# コラム4 緑区十日市場町周辺地域 (持続可能な住宅地モデルプロジェクト)

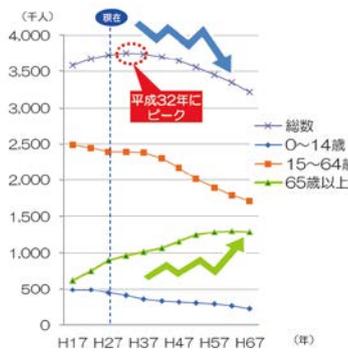
## 郊外住宅地の現状・課題

郊外部に6割以上が居住

超高齢化、少子化の進展



郊外部の人口 (国勢調査)



横浜市の年齢3区分将来人口

## 郊外住宅地の課題

- 居住者の超高齢化、子育て世代の減少
  - 大規模な住宅団地、戸建住宅地の建物の老朽化・空き家の増加
  - コミュニティの希薄化
- などが急速に進展

郊外住宅地で顕在化している様々な課題に対応するため、市民、企業、行政、大学など多様な主体と協働し、異なる4つの地域で郊外部の再生・活性化のモデルプロジェクトを行っています。

青葉区たまプラーザ駅北側地区

磯子区洋光台周辺地区

緑区十日市場町周辺地域

相鉄いずみ野線沿線地域

緑区十日市場町周辺地域では、市有地を活用した「多様な機能とエリアマネジメントの仕組みを備えた新たな住宅地モデル」の実現に向けて、29年度に工事着工する予定です。

## 緑区十日市場町周辺地域

27年 29年

- 市有地の活用
- 民間活力の導入
- 超高齢化や環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築

公募事業により実現

事業者選定

工事着工

31年 竣工(予定)

## 事業の内容

- 多様な住まいと地域利便施設を整備※
- 地域に開かれた広場と緑豊かな歩行者ネットワークを整備
- 住民・企業・行政等の協働による周辺地域も含めたエリアマネジメントの実施

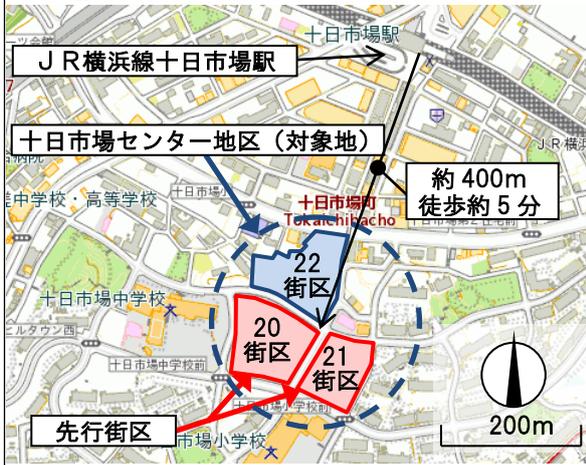
完成イメージ



選定された事業者の提案書(27年7月)から掲載

- ※多様な住まい：多世代向けの分譲住宅、高齢者向け等の賃貸住宅、戸建て住宅
- 地域利便施設：保育所、コミュニティスペース、デイサービス、ミニスーパー 他

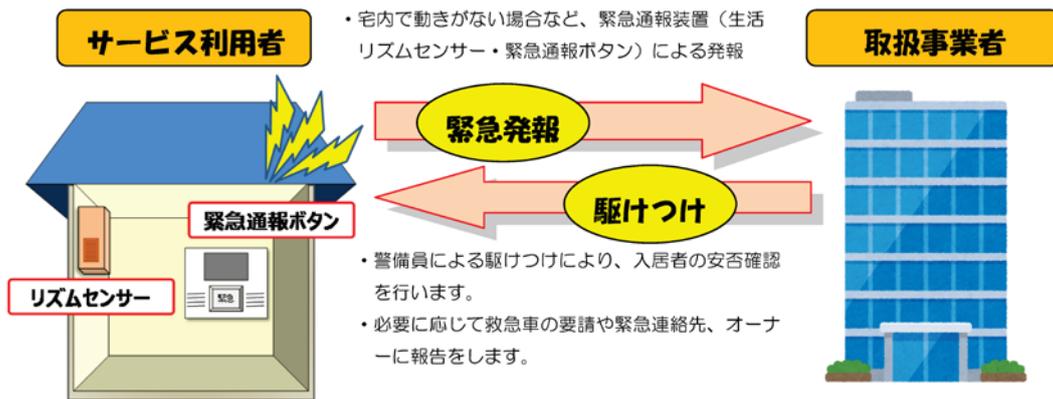
対象地 (緑区十日市場町 1501 番7外)



## コラム5 民間住宅あんしん入居安否確認サービスモデル事業

平成 28 年 12 月から 2 年間、**あんしん入居事業を利用して入居される**、ひとり暮らしの 60 歳以上の方を対象に「**民間住宅あんしん入居安否確認サービスモデル事業**」を実施します。

**民間賃貸住宅に生活リズムセンサーなど緊急通報システムを設置し、緊急時に警備員が速やかに駆けつけることで、入居者の安否確認を行うサービスです。**



### 【現状・課題】

- ・ 入居される単身高齢者やそのご家族の不安
- ・ オーナーの心配（単身高齢者の居室内での死亡事故への不安から積極的に物件を提供しにくい）

### 【期待される効果】

- ・ 入居者やその家族の安心
- ・ 居室内死亡に関するオーナーの不安解消
- ・ 単身高齢者の入居促進

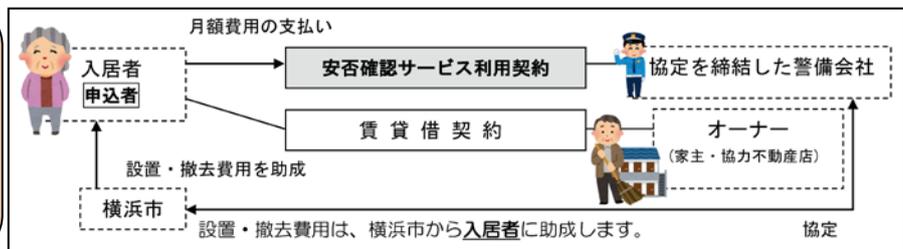
### 費用一覧

☆ **安否確認サービスに必要な機器の設置・撤去費用は全額を横浜市が補助**

	固定電話がある方	固定電話が無い方	費用負担
設置・撤去費用	27,000円	30,000円	横浜市が全額補助します
月額費用	2,700円	4,000円	入居者の方
協定警備会社	ALSOK SECOM	SECOM	

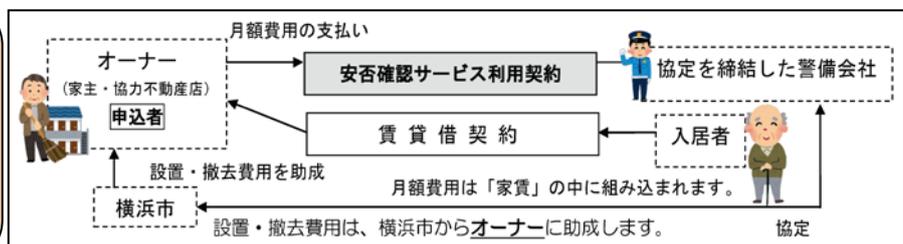
### 契約

① **入居者と協定警備会社で利用契約を締結**



### 方法

② **オーナーと協定警備会社で利用契約を締結**



### 3 環境と健康に配慮した建築物の普及

◎は新規事業又は拡充事業  
《》内の数値は予算額による予定数

#### (1) <sup>キャスビー</sup>CASBEE横浜の普及促進

- CASBEE 横浜推進事業 [P33] 137 万円 (28 年度 150 万円)

環境と健康に配慮した建築物の普及を進めるため、セミナー等を開催します。また、CASBEE横浜（横浜市建築物環境配慮制度）届出物件の本市ホームページによる公表や、建築物環境性能表示の活用を通して、CASBEE横浜の一層の普及を図り、優良な建築物のストックを推進していきます。



#### (2) 住宅の省エネルギー化の推進

- <sup>ゼッチ</sup>ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進 [P41] 2,000 万円 (28 年度 2,000 万円)

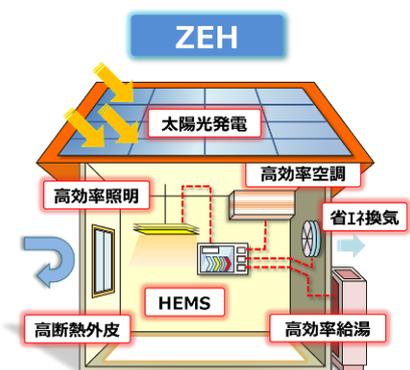
低炭素社会の実現に向けて、高断熱性能と高効率設備による省エネルギー化を実現するZEHの普及推進が重要になっています。

このため、市内の新築のZEHに対する補助を実施します。補助の要件にCASBEE横浜を連動させることで、総合的に質の高い住宅を誘導します。

また、ZEHについて学ぶ場となるアカデミーの開催などにより、市民への普及啓発と市内企業の技術力向上につなげていきます。

※ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅



## ○ 住まいのエコリノベーションの推進 [P41]

2,810万円 (28年度 3,900万円)

既存住宅のエコリノベーション（省エネ改修）に対する補助やエコリノベーションの学びの場となるアカデミーの開催などにより、エネルギーを賢く利用する住まい・住まい方について、市民等への普及を図ります。

また、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる室内温度差を少なくするエコリノベーションに関する情報を積極的に発信し、市内企業の技術力向上につなげていきます。



エコリノベーション  
補助対象工事事例



エコリノベーション  
補助対象工事事例（内窓設置）



よこはまエコリノベーション・  
アカデミー

## ○ 省エネ住宅に関する相談体制の充実 [P41] 再掲 278万円 (28年度 318万円)

省エネ住宅相談員について、技術・知識向上を図り、市民からの住宅の省エネ化に関する幅広い疑問に答えられるコンシェルジュの役割が果たせるよう育成します。

また、「人にやさしい住まいづくり体験館」（ハウスクエア横浜）等でも住宅の省エネ化を含めた総合的な住情報を発信していきます。



省エネ住宅リフォーム相談会

## ○ 健康まちづくりの推進 [P33]

210万円 (28年度 250万円)

健康増進につながる住宅等の普及や、郊外住宅地活性化の取組との連動により、ハードとソフトが連携した健康に資するまちづくり施策の推進を図ります。

- ・スマートウェルネス体感パビリオン等を活用した健康増進につながる建築物の普及啓発の推進
- ・【再掲】CASBEE 横浜の推進
- ・【再掲】住まいのエコリノベーションの推進
- ・【再掲】ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進



スマートウェルネス体感パビリオン  
断熱の差を体感できる「くらべルーム」  
（パビリオンHPより掲載）

### (3) 公共建築物の省エネルギー化等の推進

#### ○ 省エネルギー改修の推進(ESCO事業等) [P33] 577 万円 (28 年度 3,277 万円)

公共建築物の更なる省エネ化と安定稼働、財政負担の軽減のため、民間のノウハウを活用して、老朽化した設備の省エネ改修と運用改善を行う ESCO 事業を実施します。

また、長寿命化対策にプラスして電力等エネルギー消費量の削減を図る BEMS (ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム※) を導入する省エネ改修を実施します。

##### <ESCO 事業>

- ・ ESCO 事業の公募 77 万円 《1 事業》
- ・ ESCO 事業による省エネ改修工事 1 億 3940 万円 《1 施設》  
(公共建築物長寿命化対策費のうち各局計上分で実施)

○省エネ改修工事予定施設 篠原地区センター・篠原地域ケアプラザ (合築)



##### 主な省エネ手法

- ・ 照明の LED 化
- ・ 高効率給湯器の導入
- ・ エアコンの高効率化
- ・ 空調の最適化 (システム・制御)
- ・ 節水器具の導入

##### <BEMS 導入事業>

- ・ BEMS 導入事業の実施 500 万円 《1 施設》

※ BEMS (ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム)

電力等のエネルギー使用状況を計測・蓄積して、設備機器の自動制御等によりエネルギー消費量の最適化及び削減を図るエネルギー管理システム

#### ○ 公共建築物長寿命化対策 [P35] 31 億 7,396 万円 (28 年度 26 億 6,615 万円< 36 億 6,615 万円 >) < >内は 27 年度 2 月補正を含む予算額

約 850 の市民利用施設を対象に、市民が安全・安心して利用でき、かつ安定して施設の運営ができるよう施設の劣化状況を常に把握し、効率的かつ効果的に保全対策を行います。

- (1) 公共建築物長寿命化対策事業 ..... 30 億 6,922 万円
  - ・ 劣化調査等に基づく優先度により実施する保全工事等 《約 110 施設》
  - ・ 築後 10 年を経過する施設等の劣化調査点検 《約 140 施設》
- (2) 12 条点検委託業務 ..... 1 億 473 万円
  - ・ 建物点検 《約 160 施設》 設備点検 《約 500 施設》

上記のほか 6 億 3,078 万円を各局にて計上し、長寿命化対策を実施。

## ○ 木材利用の促進 [P36]

100万円（28年度 100万円）

「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物における木材利用促進のための普及啓発を行います。

- ・ 建築実務者向け木材利用促進研修会（木造設計等）
- ・ 子どもアドベンチャー、環境教育出前講座への参画



木材利用促進研修会2016yokohama  
（地域材を知ろう！）  
（一社）神奈川県建築士会と共催



子どもアドベンチャー2016  
（大工さんコーナー～丸太を切って  
コースター作り～）



環境教育出前講座  
（大工さんに習う木材を使った工作  
～のこぎりや玄翁を使ってみよう～）

また、コミュニティハウスや保育所などの低層の公共建築物については木造化を推進し、それ以外の建築物についても、市民の目に触れる機会の多いエントランスなどの木質化を図ります。

さらに、本市の補助金等を交付している民間保育所や自治会・町内会館等の整備においても、木材利用を誘導するなど、民間団体とも連携しながら木材利用を促進します。



荏田西コミュニティハウス



すすき野地域ケアプラザ  
（多目的ホール）



日野公園墓地納骨堂

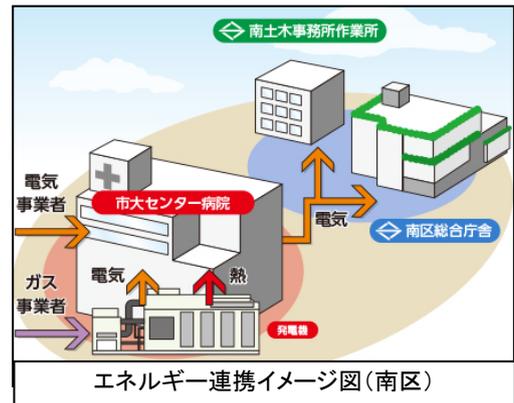
## コラム6 区庁舎再整備事業（南区、港南区、金沢区、緑区）

### 「省エネで環境に配慮した庁舎」としての主な取組

区庁舎の再整備にあたっては、建物環境性能として「CASBE横浜」最高位Sランクとしております。南区、港南区、金沢区の3区庁舎のすべてで、太陽光発電、内装の木質化、自然換気による中間期の冷暖房負荷の軽減を行うとともに、各区の立地条件や地域の特性を生かした取組を実施しています。また、緑区庁舎は、耐震改修工事と同時に窓ガラスを更新することにより環境性能を高めました。

#### (1) 南区庁舎

- ・ 近隣の市大センター病院に設置した「電気」と「熱」を作る発電システムCGS（コージェネレーションシステム）から地中のケーブル経由で電気を供給することによる エネルギー連携



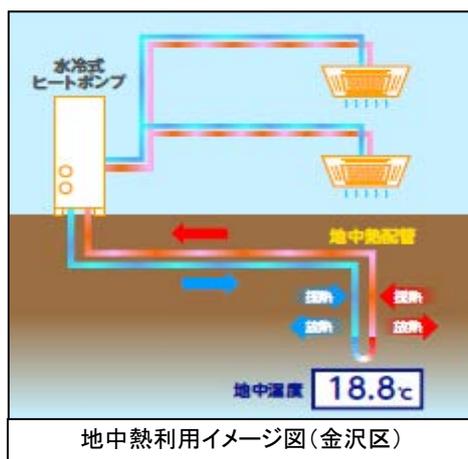
#### (2) 港南区庁舎

- ・ 地下鉄トンネルから出てくる湧水を空調熱源や雑用水に利用
- ・ 日射遮蔽スクリーンや、直射日光を遮り反射光を利用するライトシェルフを採用し、自然光を取り込みつつ過剰な室温上昇を抑制



#### (3) 金沢区庁舎

- ・ 建物を支えるために必要な杭（深さ30m）を活用して埋め込んだ配管により、年間を通じて安定した 地中熱を空調に利用（金沢区）



#### (4) 緑区庁舎

- ・ 耐震改修工事に当たり、窓ガラスを太陽の日射熱をカットするLOW-Eガラスに更新することによる、室内環境及び冷暖房効率の向上

## 平成29年度 建築局予算 総括表

(単位:千円)

歳 出					
科 目	平成29年度 予 算 額	平成28年度 予 算 額	差 引 増 △ 減	増 減 率	
<b>10款 建 築 費</b>	<b>21,658,818</b>	<b>21,802,292</b>	<b>△143,474</b>	<b>△0.7%</b>	
1項 建築指導費	11,714,822	11,944,873	△230,051	△1.9%	
1目 建築行政総務費	8,413,314	9,123,094	△709,780	△7.8%	
2目 都市計画調査費	103,781	131,325	△27,544	△21.0%	
3目 公共建築物長寿命化対策費	3,173,957	2,666,149	507,808	19.0%	
4目 工事監理費	23,770	24,305	△535	△2.2%	
2項 住宅費	9,943,996	9,857,419	86,577	0.9%	
1目 市営住宅管理費	7,543,297	7,260,085	283,212	3.9%	
2目 市営住宅整備費	462,241	601,602	△139,361	△23.2%	
3目 優良賃貸住宅事業費	1,738,744	1,762,374	△23,630	△1.3%	
4目 住宅施策推進費	199,714	233,358	△33,644	△14.4%	
<b>歳 出 合 計</b>	<b>21,658,818</b>	<b>21,802,292</b>	<b>△143,474</b>	<b>△0.7%</b>	

(単位:千円)

歳 入					
科 目	平成29年度 予 算 額	平成28年度 予 算 額	差 引 増 △ 減	増 減 率	
17款 使用料及び手数料	11,640,052	11,639,906	146	0.0%	
18款 国庫支出金	1,743,681	1,997,676	△253,995	△12.7%	
19款 県支出金	90,358	247,272	△156,914	△63.5%	
20款 財産収入	163,171	2,475,092	△2,311,921	△93.4%	
24款 諸収入	276,161	206,958	69,203	33.4%	
25款 市債	2,021,000	1,200,000	821,000	68.4%	
<b>歳 入 合 計</b>	<b>15,934,423</b>	<b>17,766,904</b>	<b>△1,832,481</b>	<b>△10.3%</b>	

## ◇主な事業の説明

1	建築行政総務費		事業内容
	本年度	8,413,314 千円	<p>市民の「安全」「安心」に対する声に応えるため、木造住宅やマンションの耐震対策、狭あい道路の拡幅、がけ地防災対策などにより、安全で安心な災害に強いまちづくりを推進するとともに、違反開発や違反建築に対する是正指導を進めます。</p> <p>また、CASBEE横浜の普及促進、建築物の省エネルギー化の推進など温暖化対策に取り組みます。</p>
	前年度	9,123,094	
	差引	△709,780	
財本 源年 内度 訳の	国	731,574	
	県	83,952	
	市債	210,000	
	その他	334,705	
	一般財源	7,053,083	
<p><b>(1) 木造住宅・マンション耐震事業</b> <span style="float: right;">755,116 千円 (28: 1,154,542 千円)</span> (差引 △ 399,426 千円)</p>			
<p><b>ア 木造住宅耐震診断士派遣事業</b> <span style="float: right;">38,923 千円 (28: 22,080 千円)</span> (差引 16,843 千円)</p>			
<p>旧耐震基準(昭和56年5月以前)で建築された木造住宅について、耐震診断士を派遣します。</p> <p>耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満(倒壊の可能性のある又は高い)と判定された場合は、相談員を派遣し、診断結果や耐震改修方法の説明を行います。</p> <p>耐震診断を受診した方には、原則として訪問相談を受けていただくことで、耐震化を推進します。</p>			
<p><b>【耐震診断】</b>  「対象」…昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された2階建以下の在来軸組構法による木造住宅  「診断費用」…持家：無料、貸家・空家等：所有者負担1万円あり</p> <p style="text-align: center;">予算件数：450件 (28予算：250件)</p>			
<p><b>イ 木造住宅耐震改修促進事業</b> <span style="float: right;">203,758 千円 (28: 552,097 千円)</span> (差引 △ 348,339 千円)</p>			
<p>耐震性が確保されていないと判定された住宅(貸家・空家等を除く)について、建物全体を補強する耐震改修工事費用の一部を補助します。</p> <p>建物所有者の高齢化等に伴い、住宅の耐震改修工事が減少傾向にある中、木造住宅の耐震化を加速するため、熊本地震を機に拡充された国交省事業を活用し、29年度中に耐震改修工事に着手したものについては、補助額を増額します。さらに、改修方法について「建築基準法に基づく簡易的な計算方法」等を補助対象に加えることにより、一層の耐震化を促進します。</p>			
<p><b>【耐震改修】</b>  「対象区域」…市内全域  「補助限度額」…一般世帯 <u>105万円</u>  非課税世帯 <u>145万円</u></p>			
<p><b>「補助限度額」の変更</b>  29年度に着手したもの<sup>*</sup>に限り、補助限度額を30万円加算  一般世帯：105万円(29年3月末申請分までは、75万円)  非課税世帯：145万円(29年3月末申請分までは、115万円)  <sup>*</sup>29年4月3日申請分から、30年3月末までに工事着手したもの</p> <p style="text-align: center;">予算件数：147件 (28予算：285件)</p>			

## ウ マンション耐震診断支援事業

90,952 千円 (28: 398,558 千円)

(差引 △ 307,606 千円)

旧耐震基準で建築された分譲マンションの管理組合等に対して、耐震診断費用の一部を補助します。

耐震診断の実施が必要な分譲マンションの管理組合等に対し、無料で訪問相談員を派遣します。また、耐震診断が義務付けられた分譲マンションの管理組合等に対し、耐震診断後の計画的な耐震化が進むよう、建築の専門家等をコーディネーターとして派遣し、設計から工事まで一貫して支援する「耐震トータルサポート事業」を実施します。

### 【耐震診断】

「概要」…分譲マンションの管理組合等が耐震診断を実施する場合に、その費用の一部を補助します。

※ただし、27年度までに予備診断を受診したマンション管理組合については、予備診断の結果、耐震診断が必要と判定されたものに限る。  
(予備診断は、27年度で終了)

「補助率」…耐震診断費用の2/3

ただし、耐震診断が義務付けられたマンションは耐震診断費用の5/6

予算件数：19件 (28予算：79件)

### 【訪問相談】

「概要」…耐震診断の実施が必要な分譲マンションの管理組合等に対し、無料で訪問相談員を派遣します。

予算件数：10件 (28予算：20件)

### 【耐震トータルサポート事業】

「概要」…耐震診断が義務付けられた分譲マンションの管理組合等を対象として、耐震診断後の計画的な耐震化の検討を進めるため、建築の専門家等をコーディネーターとして派遣します。コーディネーターは概算補強案や費用等の提示のほか、管理組合等に随時付き添い、課題に応じて弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家と連携しながら設計から工事まで一貫して支援します。

予算件数：50件

## エ マンション耐震改修促進事業

383,142 千円 (28: 166,159 千円)

(差引 216,983 千円)

耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定された分譲マンションの管理組合等に対して、耐震改修工事等の費用の一部を補助します。

また、熊本地震で、ピロティなどの特に構造的に弱い部分が大きな被害を受けたことから、このような危険性が大きい部分を先行して改修し、その後全体を改修する段階的な耐震改修工事の費用の一部を補助する制度も引き続き促進します。

「補助率」…

### 【全体改修】

- ・耐震改修設計費用、工事監理費用の2/3
- ・耐震改修工事費用の1/3 (※1)、かつ、次表の限度額 (※3)

### 【段階改修】

- ・耐震改修設計費用、工事監理費用の2/3
- ・耐震改修工事費用の1/3 (※1)、かつ、次表の限度額 (※2,3)
- ※1 市が指定した地震災害時に通行を確保すべき道路沿線のマンションは2/3
- ※2 段階的に耐震改修工事を行うものについては、各段階ごとに補助。  
ただし、補助金の合計額 (※3) は耐震改修工事費用の限度額以内とする。
- ※3 耐震改修工事費用の限度額

マンションの延べ面積	5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
限度額	2,000万円	3,500万円	5,000万円

予算件数：耐震改修設計 12件 (全体改修 7件、段階改修5件) (28予算： 4件)

耐震改修工事 10件 (全体改修 9件、段階改修1件) (28予算： 7件)

## オ 防災ベッド等設置推進事業

20,000 千円 (28: 6,500 千円)

(差引 13,500 千円)

耐震改修に比べて比較的簡易で、かつ命を守る効果の高い防災ベッドや耐震シェルターについて、一層の普及を図るため、本体費用の一部を補助します。

「補助限度額」…防災ベッド 10万円、耐震シェルター 30万円

予算件数：100件 (28予算：25件)

(2) 特定建築物耐震診断・改修促進事業

488,932 千円 (28: 650,788 千円)

(差引 △ 161,856 千円)

建築物の倒壊による市民の生命や財産の被害、道路閉塞による災害時活動への支障を減らすためには、建築物の耐震化を進める必要があります。そのため、耐震診断が義務付けられた建築物をはじめ、その他「多数の者が利用する建築物」等の所有者に対して耐震診断・設計・改修の補助を行います。

耐震診断が義務付けられた「震災時に特に重要な道路沿道の建築物」に対する除却の補助を新たに開始します。また、耐震診断後の計画的な耐震化が進むよう、建築の専門家をコーディネーターとして派遣し、設計から工事まで一貫して支援する「耐震トータルサポート事業」を実施します。さらに、耐震性がある建物に表示できる「あん震マーク」の積極的な交付により、広く耐震化の啓発を行います。

【特定建築物耐震改修等事業】

(1) 対象建築物

- ①多数の者が利用する大規模な建築物  
病院や学校、百貨店など災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物のうち、大規模なもの
- ②大規模な危険物の貯蔵庫・処理場  
一定量以上の危険物の貯蔵庫又は処理場の用途に供する建築物のうち、大規模なもの
- ③震災時に特に重要な道路沿道の建築物  
緊急交通路指定想定路線(※1)沿道で前面道路の幅員に応じて一定以上の高さの建築物
- ④多数の者が利用する建築物  
病院や学校、百貨店など災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物のうち、一定規模以上のもの(①を除く)
- ⑤震災時に重要な道路沿道の建築物  
緊急輸送路、災害時重要拠点アクセス路(※2)沿道で前面道路の幅員に応じて一定以上の高さの建築物(③を除く)

※1 大規模地震発生時における救急救命活動のために通行を確保する必要性が高いとして県公安委員会が選定したもので、高速道路、国道、県道、市道の市内主要路線(20路線)

※2 災害発生時の拠点となる建築物から緊急輸送路に至る道路

(2) 事業内容

耐震診断/設計/改修工事/除却費用の補助率

診断義務	対象建築物	耐震診断 ※3	耐震設計 ※3	耐震改修工事 ※3	除却 ※3
あり ※4	①多数の者が利用する大規模な建築物	5/6	2/3	1/3	—
	②大規模な危険物の貯蔵庫・処理場			—	—
	③震災時に特に重要な道路沿道の建築物			2/3	2/3
なし	④多数の者が利用する建築物	2/3	2/3	1/3	—
	⑤震災時に重要な道路沿道の建築物			2/3	—

※3 別途、補助額の上限あり ※4 ①②③は、別途国からの直接補助あり

予算件数：耐震診断 57件 (28予算：219件)  
 耐震設計 22件 (28予算：6件)  
 耐震改修 12件 (28予算：3件)  
 除却 4件 (28予算：—)

【耐震トータルサポート事業】

耐震診断が義務付けられた沿道建築物の所有者等を対象として、耐震診断後の計画的な耐震化の検討を進めるため、建築の専門家をコーディネーターとして派遣します。コーディネーターは概算補強案や費用等の提示のほか、所有者に随時付き添い、課題に応じて弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家と連携しながら設計から工事まで一貫して支援します。

「予算件数」…50件

【耐震診断相談員派遣事業】

「対象」…特定建築物耐震改修等事業の対象建築物の所有者

「費用」…2回目まで無料

「予算件数」…20件 (28年予算：60件)

### (3) 狭あい道路拡幅整備事業

972,716 千円 (28: 898,424 千円)

(差引 74,292 千円)

狭あい道路のうち条例で指定した整備促進路線において、塀の除去、移設等の費用助成や後退部分の舗装を行います。

防災、利便性の観点から優先的に整備を行うべき路線を中心に、交差点間の一体的な整備や隣地と併せた整備を働きかけます。また、条例の改正により、整備促進路線のうち2項道路に接する敷地での協議の義務化、角地においてすみ切を含めた後退用地の買取り、セットバック後の形態変更・支障物設置の禁止を実施し、効果的な事業の推進に取組みます。

整備予定距離：8.9km (28予算：8.6km)

#### 【協議のための測量】

協議を行うために必要となる実測図（道路中心線や道路後退線等を記載）を作るための測量を行います。条例改正により、協議の義務化及び要綱の条例への一本化等のため、協議件数が増加します。

予算件数：793件 (28予算：669件)

#### 【角地における後退用地等の買取り（測量、登記等を含む）】

分筆を前提とするため、拡幅整備後に公共基準点を使用した測量を実施し、登記を行います。その後、すみ切を含む後退用地の買取り及び道路台帳の補正を実施します。

予算件数：各3件（新規）

#### 【協議済物件追跡調査】

条例改正を契機に、主に市で行った舗装工事以外のものを調査し、後退整備が確認されたものは後退済距離として計上します。

予算距離：26～28年度分として3.8km（新規）

### (4) 急傾斜地崩壊対策事業

210,680 千円 (28: 251,680 千円)

(差引 △ 41,000 千円)

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県が市内に706箇所の急傾斜地崩壊危険区域を指定しています（29年3月末現在）。

新たな区域の指定に向けて県と連携して取り組むとともに、区域内で県が施工する崩壊防止工事に対して、工事費の一部を負担することにより、がけ地の改善を促進します。

事業予定箇所数：49箇所（28予算：61箇所）

(参考)

- ・区域の指定基準…傾斜角度30度以上、高さ5メートル以上、崩壊による被害想定家屋5戸以上
- ・事業費の負担割合…国庫補助事業：国 40%、県 40%、市20%、県単独事業：県 80%、市 20%

### (5) がけ地防災対策事業

302,070 千円 (28: 505,459 千円)

(差引 △ 203,389 千円)

がけ地の総合的な対策である「がけ地現地調査」、「防災・減災対策工事に対する助成金制度」、「市民相談対応体制の充実」、「がけ地の改善に向けた技術的な支援」、「がけ崩れ発生時の応急措置」に引き続き取り組むことで、防災対策を強化していきます。

土砂災害警戒区域内にある約9,800箇所のがけ地を対象に27年1月から実施している「がけ地現地調査」については、29年度に約1,400箇所の調査を行い、すべての箇所の調査が完了する予定です。この調査結果を踏まえ、対策が必要ながけ地の所有者に対して、改善に向けた働きかけを行うことで、防災対策の推進を図ります。

#### 【がけ地現地調査】

市内の土砂災害警戒区域内にあるがけ地を対象に、専門家による現地調査を実施します。

また、調査結果を踏まえ、がけ地の所有者に対して改善に向けたアドバイスを行うなど、技術的な支援も行っていきます。

《29年度の調査対象区：青葉、泉、瀬谷》

調査予定箇所数：約1,400箇所（28予算：約4,100箇所）

#### 【がけ地防災対策工事助成金制度】

所有者等が行うがけ崩れによる災害を未然に防ぐための予防工事やがけ崩れ発生後の復旧工事などの費用の一部を助成します。

助成対象：個人等が所有する高さ2メートルを超えるがけ地における建築基準法（工作物）又は宅地造成等規制法に適合する擁壁の築造工事

予算件数：35件（28予算：25件）

**【がけ地減災対策工事助成金制度】**

がけ崩れによる災害を低減するために、所有者等が行う減災工法を用いた補強工事などの費用の一部を助成します。

助成対象：個人等が所有する高さ2メートルを超えるがけ地における古い擁壁の補強工事や自然斜面の保護工事など

予算件数：30件（28予算：40件）

**【がけ地対策のPR等】**

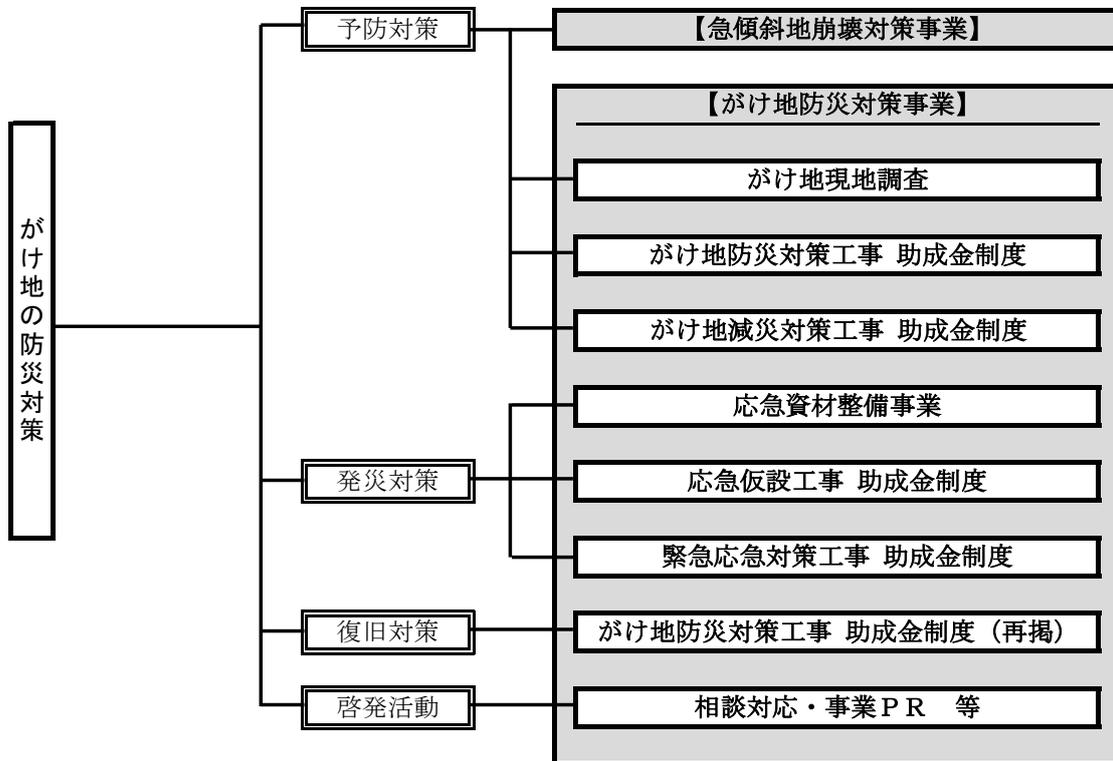
がけ地防災対策事業によるがけ地の改善を促進するため、防災イベント等への出展、及び自治会・町内会を対象とする出前講座の実施などを通じた市民啓発や事業パンフレット等の配布、市内建設事業者への助成金制度の周知など、さまざまなPR活動に取り組んでいきます。

**【がけ崩れ発生時の応急措置】**

大雨等によりがけ崩れが発生した場合などに、防災シート等を用いた応急措置を実施します。

また、2次災害が発生する危険性のあるがけ地において、土地所有者等が実施する応急仮設工事などの費用を助成します。

**横浜市のがけ地防災対策体系図**



**(6) 宅地造成状況調査費**

1,666 千円 (28: 4,038 千円)

(差引 △ 2,372 千円)

大地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の被害を軽減するため創設された宅地耐震化推進事業に基づき、変動予測調査を進めています。

宅地耐震化推進事業を周知し啓発を図るとともに、住民からの要望をふまえて個別の大規模盛土造成地の現地確認等を行います。

**(7) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業**

3,000 千円 (28: 6,339 千円)

(差引 △ 3,339 千円)

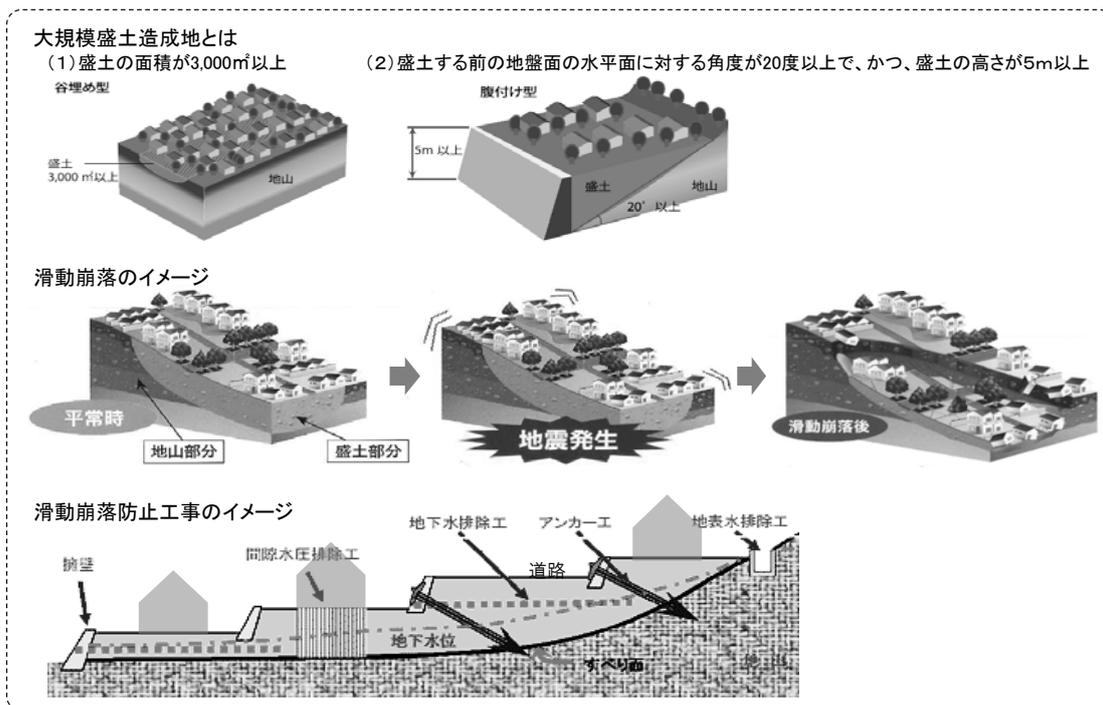
29年度は、大規模盛土造成地の耐震化について周知・啓発を進め、市民の宅地に関する地震防災への意識を高めていきます。また、28年度までに実施した宅地造成状況調査を踏まえ、本市における造成宅地の安全度を向上させるための方法や住民支援策等について取りまとめます。

**【地域住民の防災意識の向上】**

本市がこれまでに実施した調査や、他都市で起きた地震による宅地の被災状況・復旧対策について、ホームページへの掲載やセミナーの開催などを通して情報提供を行い、地域住民の宅地に関する地震防災への意識を高めていきます。

**【宅地安全度の向上に関する検討】**

本市における造成宅地の安全度を向上させるため、国が策定したガイドラインに示されている対策工法について、他都市での事例も踏まえて本市における適応性を検討します。



**(8) 建築指導行政運営費**

124,605 千円 (28: 127,391 千円)

(差引 △ 2,786 千円)

建築確認申請等の審査・検査を行うとともに、建築基準法上の道路判定、指定確認検査機関の指導、建築・宅地に係る相談等の業務を行います。

また、社会状況の変化を見据え、制度等について必要に応じて見直しを検討します。

**【昨年度の改正事例概要】**

(建築基準条例)

- ・駐車場の附置義務規定の緩和
- ・災害危険区域内の建築物の構造制限に関する許可手続きの簡略化
- ・敷地の形状の制限に関する許可手続きの簡略化

**(9) 宅地指導行政運営費**

18,977 千円 (28: 21,085 千円)

(差引 △ 2,108 千円)

安全で良質な市街地の形成のため、横浜市開発事業調整条例の適切な運用、開発・宅地造成工事の許可申請や市街化調整区域内の建築等の許可申請の審査及び検査業務等を行います。また、宅地開発の許可業務を円滑に行うため、社会状況の変化等を見据えて基準改定等、企画・立案を行います。

**(10) 違反是正指導事業**

46,901 千円 (28: 46,901 千円)

(差引 0 千円)

○違反をさせない ～違反をさせない風土づくり～

- ・地域力を活かした違反建築の未然防止に関する取組（これまで11地区と連携）を継続するとともに、更なる連携地区拡大を進めます。
- ・CATVを活用した啓発や、リーフレットの発行などによる違反建築未然防止の広報を行います。
- ・市街化調整区域において、違反建築を未然に防ぐための注意喚起看板を設置します。
- ・警察、消防などの関係機関及び建設、不動産、金融などの団体との連携を強化し、「違反建築物等対策連絡会」等を開催します。

○違反を見逃さない ～迅速な対応による違反防止～

- ・違反建築の早期発見のため、完了検査を受検していない物件のパトロールを10月に行います。また、2月には完了検査後の道路再突出による違反を防止するため、狭あい道路における完了物件のパトロールを行います。
- ・市街化調整区域の現況有姿分譲地（※）のパトロールを実施します。

※現況有姿分譲地：市街化調整区域内で、主に資材置場や家庭菜園等の土地利用を目的として区画し分譲された土地。原則として、建築物を建てた場合は違法となる。

○違反を許さない ～処分重視型の違反对策の推進～

- ・建築関係法令の違反に対し、是正指導の進捗管理の徹底や現場状況等の的確な把握により、継続的かつ効果的な指導を進めます。
- ・危険性や悪質性の高い案件については、法令に基づく命令処分を積極的に行い、特に、周辺地域への影響が大きい案件については、行政代執行も視野に入れるなど、処分重視型の違反对策を推進します。
- ・宅地造成等規制法の違反は造成状況が分かりにくく、危険性の客観的な判断が困難であることから、ボーリングなどの地盤調査を実施し、的確な指導を行います。

**(11) 建築物防災関連事業**

32,620 千円 (28: 27,300 千円)

(差引 5,320 千円)

**ア 特殊建築物等の定期報告業務** 27,920千円

不特定多数の方が利用する建築物及び建築設備、昇降機、遊戯施設について、建築基準法第12条に基づく定期報告制度によりその状況の報告を求めることで、既存建築物の適切な維持管理を促し安全性の向上を図っています。本事業では定期報告制度における報告書の受付やデータ入力等の窓口業務、定期報告事務処理システムの保守業務、定期報告の対象建築物の調査業務等を行います。

(参考) 定期報告対象施設数【29予算見込み】

建築物 (※1)	1,000件	(28予算: 2,750件)
建築設備 (※2)	7,750件	(28予算: 6,000件)
昇降機 (※3)	32,724件	(28予算: 32,674件)
遊戯施設	26件	(28予算: 26件)

- (※1) 劇場、映画館、百貨店、遊技場、ホテル、旅館、児童福祉施設等
- (※2) 指定された建築物の機械換気設備、排煙設備、非常用の照明装置等
- (※3) エレベーター、エスカレーター等

**イ 管理不全な空家等に対する改善指導業務** 【区】 4,700千円

管理不全な空家等について、現地調査、所有者調査を行った上で、必要な改善指導を行います。改善指導は、空家等の所有者の状況、老朽化の進行状況、周囲への影響等の多様な状況を踏まえ、個別に指導方針を検討し、実施します。空家等が急増する状況において、的確かつ確実な指導を実施できるように、本事業において、各空家の個別事情、指導経過等の多様な情報を一元管理するシステムを構築します。

指導中の管理不全な空家等の件数 (建築局にて対応しているもの)

27年度	28年度	29年度見込
147	117	230

※【区】は、地域課題解決のため区の財源も活用し、局が予算を編成・執行する「区局連携促進事業」

**(12) 中高層相談調整事業**2,443 千円 (28: 2,628 千円)  
(差引 △ 185 千円)

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全に関する条例」及び「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく手続き等を通じて、建築に伴う紛争の未然防止と自主的・円満な解決を図り、良好な住環境の維持・保全に努めます。

法律の専門家と建築の専門家が二人一組で現地へ赴き、必ずしも建築に精通していない周辺住民の方に助言を行う「専門家助言制度」を引き続き実施し、周辺住民の方と建築主の方の相互理解に基づいた話し合いが促進されるよう支援します。

## ○専門家助言制度の概要

## 【趣旨】

「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全に関する条例」では、建築主から近隣住民の方々への建築計画の説明を義務付けていますが、それだけでは住民の方々の疑問が解消しない場合、第三者の専門家から、現地にて公平な立場からの専門的助言を受けることが出来ます。これにより紛争の未然防止、円満解決に役立っています。

## 【派遣される専門家】

弁護士及び一級建築士

## 【対象】

中高層建築物条例の対象建築物の周辺住民（複数名で構成されるグループ）

## 【平成29年度予算上の回数】

13回

**(13) 建築開発法務支援事業**1,202 千円 (28: 1,202 千円)  
(差引 0 千円)

違反建築への対応強化など、建築・宅地指導行政の執行において、弁護士の助言や職員による法的支援により、訴訟等の法的紛争に発展するおそれのある問題を適切に解決し、紛争の未然防止を図ります。

また、実務に即した法務研修を行い、職員の法務能力の向上を図ることにより、市民の安全・安心を守る建築・宅地指導行政をより適切に推進します。

## &lt;法務研修の実施例&gt;

- ・行政法基礎研修、不服申立て対応研修、行政代執行法研修など

**(14) 建設関連産業活性化支援事業**2,500 千円 (28: 2,250 千円)  
(差引 250 千円)

建設事業者の本業強化や経営多角化等の取組を支援し、活性化につなげるため、経営等各分野の専門家を、建設関連団体や市内建設関連企業へ派遣します。

## ○建設関連団体への専門家派遣

予算件数：15件 (28予算：15件)

建設関連団体が会員企業等を対象に開催する経営セミナー、研究会等に専門家を派遣します。

## ○市内建設関連企業への専門家派遣

予算件数：25件 (28予算：25件)

市内建設関連企業が本業強化や経営多角化等を目的として実施する社内研修会や複数企業による特定テーマの検討会等に専門家を派遣します。

## ○建設業界における若年者雇用対策

人材確保に精通した民間企業と協働し、雇用手法のスキル向上を目的とするセミナーを実施し建設業界全体の雇用手法の底上げを支援するとともに、技術者や専門工などの担い手不足解消のために、市内建設関連企業による就職面接会を開催します。面接会に多くの求職者を集めるため、様々な周知を実施します。

## &lt;参考&gt;専門家(アドバイザー)派遣件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29 (目標)	
団体派遣	15	9	13	17	15	
企業派遣	単発派遣	20	15	15	16	25
	継続派遣	-	-	-	-	-
計	35	24	28	33	40	

**(15) 民間建築物アスベスト対策事業**

12,615 千円 (28: 10,700 千円)

(差引 1,915 千円)

多数の人が利用する民間建築物（個人住宅を除く）で、吹付けアスベスト等が施工されている可能性のあるものの含有調査について、申請建物へ本市が調査者を無料で派遣します。

また、除去工事等を行う事業者には費用の一部を補助します。

さらに、吹付けアスベストの施工状況調査とあわせて直接所有者に普及啓発を行うとともに、横浜市マンション・アドバイザー講習会等の機会を利用し設計者や関係団体に対してもアスベスト対策の必要性及び補助制度の周知を行い、民間建築物のアスベスト対策を推進します。

「補助額」…除去等工事費用の2/3（国1/3、市1/3）〔上限300万円〕

予算件数：アスベスト含有調査 30件（28予算：30件）

アスベスト除去等工事 3件（28予算：3件）

**(16) 企画調査費**

14,960 千円 (28: 17,955 千円)

(差引 △ 2,995 千円)

**【主な事業】**

**ア 総合的な空家対策の推進【区】**

8,940 千円（うち【区】5,500千円）(28: 11,524 千円)

(差引 △ 2,584 千円)

28年2月に策定した横浜市空家等対策計画に基づき、①空家化の予防、②流通や活用の促進、③管理不全の防止、④空家除却後の跡地活用を取組の柱として、関係区局、地域住民、専門家団体等と連携して対策を進めます。

- ・専門家団体等と連携した市民への情報発信・啓発活動（1,000千円）
- ・空家対策モデル検証事業【区】（5,500千円）
- ・空家対策の課題解決に向けた検討（2,000千円）
- ・空家等対策協議会運営費等（440千円）

※【区】は、地域課題解決のため区の財源も活用し、局が予算を編成・執行する「区局連携促進事業」

**<参考>**

○本市の空家をとりまく現状

◇空き家率及び空き家総数（共同住宅等の空き室を含む）（住宅・土地統計調査より）

	平成25年	平成20年
横浜市	10.09% (178,050戸)	9.65% (160,400戸)
全国	13.5% (8,195,600戸)	13.1% (7,567,900戸)

◇一戸建のその他の空き家率及び住宅数（住宅・土地統計調査より）

	平成25年	平成20年
横浜市	1.18% (20,760戸)	0.96% (15,970戸)

約1.3倍

○空家対策の基本的な理念

- ・市民の安全・安心を確保するための実効性のある対応
- ・地域の活性化・まちの魅力向上に向けた流通・活用の促進
- ・実現に向けた地域住民、専門家団体など多様な主体の連携

○空家に対する相談対応体制

(1)所有・管理している空家についての相談対応

横浜市内に空家を所有している、又は管理している方が抱える様々な問題について、不動産や法務、建築などの専門家団体と連携し、相談窓口を設けています。

相談内容	専門家団体
不動産の売買や賃貸	神奈川県宅地建物取引業協会
	全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部
相続や権利関係等	神奈川県弁護士会
土地・建物の相続登記、成年後見等	神奈川県司法書士会
境界の調査・確認等	神奈川県土地家屋調査士会
建物に関すること	横浜市建築士事務所協会
不動産（土地・建物）の評価	神奈川県不動産鑑定士協会
相続人の確認、利活用に伴う行政手続等	神奈川県行政書士会
空家及び跡地の活用	横浜プランナーズネットワーク
税に関すること	東京地方税理士会
空家の適正管理	横浜市シルバー人材センター

(2)近隣で放置されている空家についての相談対応

相談内容に応じて区役所の担当部署が対応します。相談が多岐にわたる場合は、担当部署が連携して対応します。※括弧書きの部署も連携して対応します。

相談内容	対応部署
建物に関すること	区政推進課(建築局建築安全課)
火災に関すること	消防署(消防局予防課)
防犯に関すること	地域振興課(市民局地域防犯支援課)
ごみに関すること	地域振興課(資源循環局業務課)
衛生害虫等に関すること	生活衛生課(健康福祉局生活衛生課)
道路側への樹木の繁茂	土木事務所(道路局管理課)
隣地側への樹木の繁茂	区政推進課(建築局企画課)

**イ 土地利用転換時の誘導方策の実施**

2,000 千円 (28: 3,000 千円)

(差引 △ 1,000 千円)

工場跡地などの大規模な土地利用転換に際し、開発構想の初期段階で関係区局の部長級で構成する開発調整会議を開催し、行政ニーズや地域ニーズを踏まえた助言を早期に行うことで、適正な土地利用を誘導します。また、土地利用の総合調整に関する制度を一層充実させることで、保育施設などの地域に必要な機能の導入を図っていきます。

<参考>土地利用の総合調整に関する制度の概要

○開発調整会議

(横浜市開発調整会議要綱)

民間事業者による土地利用計画のうち、一定規模以上の総合調整が必要な事業について、開発構想の初期段階(開発等に関する各種法令の手続きの概ね6か月前まで)に「土地利用相談書」の提出を求めます。事業者の計画に対し、関係区局の部長級で構成する開発調整会議を開催し、都市計画マスタープラン等の上位計画や地域ニーズなどを踏まえ、適正な土地利用や地域の施設の導入に向けた助言を行い、実現に向けて調整します。

○工業集積地域における土地取引前届出制度

(横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱)

工業集積度が高く、今後とも都市機能と調和を図りつつ工業集積の維持・高度化を目指す地域を「工業集積地域」と位置づけています。その中で、敷地面積0.5ヘクタール以上の土地取引に際し、取引前の早い段階(契約の6か月まで)に、土地所有者に対し届出を求め、工業系土地利用の継続や地域の行政課題について助言等を行います。

**ウ 健康まちづくりの推進**2,100 千円 (28: 2,500 千円)  
(差引 △ 400 千円)

スマートウェルネス体感パビリオン等を活用し、健康増進につながる建築物の普及啓発を市内企業と連携して推進します。

- ・スマートウェルネス体感パビリオンを活用した情報発信・普及啓発等
  - ⇒ ・各種セミナーの会場としての活用、市内学校の授業における活用の推進等
  - ・スマートウェルネス体感パビリオンの展示物等のコンテンツ更新に向けた検討

**エ 国際協力の推進**1,000 千円 (28: - 千円)  
(差引 1,000 千円)

安全安心な建築物となるよう指導することや、環境や持続可能な住宅地づくり等の課題を先取りした取組みなど、建築局が培ってきた実績や知見等を国際的な支援に活用していきます。

**【取組の4本柱】**

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| (1) ネパール地震復興支援       | (2) 先駆的な取組を情報発信  |
| (3) 国際感覚・視点を持った職員の育成 | (4) JICA等の研修への協力 |

**(17) CASBEE横浜推進事業**1,369 千円 (28: 1,500 千円)  
(差引 △ 131 千円)

CASBEE横浜(横浜市建築物環境配慮制度)は、建築物がいかに環境や健康に配慮しているかを総合的に評価するシステムです。CASBEE横浜に係るセミナー等の開催や、建築物環境性能表示(ラベル)の活用、CASBEE横浜届出物件の本市ホームページによる公表などを通じて、制度のより一層の普及を図り、環境や健康に配慮した優良な建築物のストックを推進していきます。

**(18) 建築物省エネルギー化推進事業**5,772 千円 (28: 32,772 千円)  
(差引 △ 27,000 千円)

公共建築物の省エネルギー化・安定稼働・財政負担軽減を図るため、省エネ改修工事と運用改善について、民間のノウハウを活用するESCO事業を実施します。

また、市民利用施設の中央監視装置等を更新する長寿命化対策工事にBEMSをプラスする省エネ改修を実施し、更なる省エネ化と光熱費のコスト縮減を図ります。

予算件数: ESCO事業の公募(1事業)

BEMS導入事業による省エネ改修の実施(1施設)

**(19) みなとみらい公共駐車場の債務解消**900,000 千円 (28: 900,000 千円)  
(差引 0 千円)

公益財団法人横浜市建築助成公社が保有する「みなとみらい公共駐車場」を本市に移管するため、その債務である約50億円について計画的に償還します。

2		都市計画調査費	事業内容
本年度		103,781 千円	<p>本市の都市計画情報等を様々な媒体（窓口端末機（マッピ）、インターネット活用システム（i-マッピ）、都市計画図書縦覧システム（A-Mappy）及び都市計画図等の販売等）を用いて、市民等に提供します。</p> <p>また、用途地域の全市見直しに関する検討や第7回線引き全市見直し業務を行います。</p>
前年度		131,325	
差引		△27,544	
財 本 源 年 内 度 の	国	—	
	県	—	
	市債	—	
	その他	3,725	
	一般財源	100,056	
<p><b>(1) 第7回線引き全市見直しに関する図書作成業務</b> 2,000 千円 (28: 10,820 千円)</p> <p>(差引 △ 8,820 千円)</p> <p>都市計画基礎調査による現況及び将来の見通しを踏まえて、都市計画の決定権限の移譲を受けた24年度から、市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き）の第7回全市見直しと、関連した用途地域、高度地区等の変更を行っています。</p> <p>29年度は、都市計画法に基づく縦覧や都市計画審議会の議を経て変更告示を行います。</p>			
<p><b>(2) 都市計画図等作成費</b> 64,703 千円 (28: 51,550 千円)</p> <p>(差引 13,153 千円)</p> <p>28年度は都市計画決定又は変更を反映して都市計画図の修正を行うとともに、都市計画基本図（地形図）を横浜市北部（南側）について修正を行いました。29年度は都市計画基本図を横浜地域の北部（北側）について修正を行います。</p> <p>また、本市の都市計画情報を市民に提供するため、都市計画図等を印刷して販売します。</p> <p>このほか、地形、土地利用、都市化の状況など土地の変遷がわかる資料である航空写真について、航空写真フィルムのデジタル化を行います。</p>			
<p><b>(3) 用途地域見直し等検討業務</b> 3,500 千円 (28: - 千円)</p> <p>(差引 3,500 千円)</p> <p>都市計画法第6条第1項に基づき、おおむね5年ごとに行う都市計画基礎調査を26年度から28年度で実施しました。</p> <p>用途地域見直しに関する検討業務の初年度となる29年度は、都市計画基礎調査で行った土地利用現況や建物用途別現況の分析等を行い、課題を抽出します。</p>			
<p><b>(4) 都市計画情報等提供事業費</b> 6,269 千円 (28: 6,149 千円)</p> <p>(差引 120 千円)</p> <p>都市計画法に基づく地域地区や都市施設等の情報、建築基準法に基づく不燃化推進地域や災害危険区域や建築協定区域等の情報、その他街づくり協議地区等の情報を、窓口端末機（マッピ）及びインターネット活用システム（i-マッピ）で管理・提供し、あわせて都市計画図書縦覧システムとi-マッピとの連携による情報提供を行います。これらのシステム機器の保守管理のほか、情報の追加更新作業等を行います。</p>			
<p><b>(5) 都市計画縦覧図書のデータベース化事業費</b> 4,860 千円 (28: 4,880 千円)</p> <p>(差引 △ 20 千円)</p> <p>都市計画図書縦覧システム（A-Mappy）は、過去に都市計画決定及び変更を行った、都市計画法に基づく地域地区や都市施設等の情報について、インターネット上で閲覧・検索ができるシステムです。</p> <p>このシステム機器の保守管理のほか、情報の追加更新作業を行います。</p>			
<p><b>(6) 都市計画情報システム運営費</b> 3,570 千円 (28: 3,570 千円)</p> <p>(差引 0 千円)</p> <p>都市計画情報システムは、データ化した都市計画基本図や都市計画基礎調査などの地図情報をコンピュータで管理・運用するためのシステムで、土地利用現況の分析など都市計画の検討に必要な資料の作成等に利用しています。</p> <p>このシステムの機器及びアプリケーションの保守管理や格納データの更新等を行います。</p>			

3	公共建築物長寿命化対策費		事業内容
	本年度	3,173,957千円	
	前年度	2,666,149 ※	<p>「横浜市公共施設管理基本方針」に基づき、市民利用施設・庁舎等の一般公共建築物について劣化調査及び点検等を実施し、建築物及び建築設備の部位ごとに劣化状況を詳細に把握します。その劣化状況を元に優先順位を付けて計画的に予防保全を実施するとともに、予測できない突発的な不具合についても迅速に対応します。</p> <p>更に、各施設の諸元や劣化状況等を庁内共有している公共建築物保全データベースについて、必要なシステム改修を行うとともに、既存竣工図面のPDF化等を実施します。</p>
	差引	507,808	
財本源年 内度 訳の	国	—	
	県	—	
	市債	1,608,000	
	その他	—	
	一般財源	1,565,957	

※ 27年度2月補正予算を含めた額は、3,666,149千円

(1) 公共建築物長寿命化対策事業 3,069,224千円

**ア 長寿命化対策工事** 3,028,224千円 (28: 2,529,816 <3,529,816>千円)  
(差引 498,408 <△501,592>千円)  
<>内は27年度2月補正を含む28年度事業費

劣化調査等の結果を基に、緊急性の高い案件の工事を優先的に実施します。また、突発的な設備の故障や風水害等により修繕が必要な工事についても、対応していきます。

予定工事施設数 : 約110施設  
予定工事件数 : 約130件

**イ 劣化調査点検委託** 33,000千円 (28: 33,000千円)  
(差引 0千円)

築後10年を経過する施設や、前回の劣化調査実施後6年を経過した施設について、劣化調査を実施します。

予定調査施設数 : 建築 約140施設、建築設備 約140施設

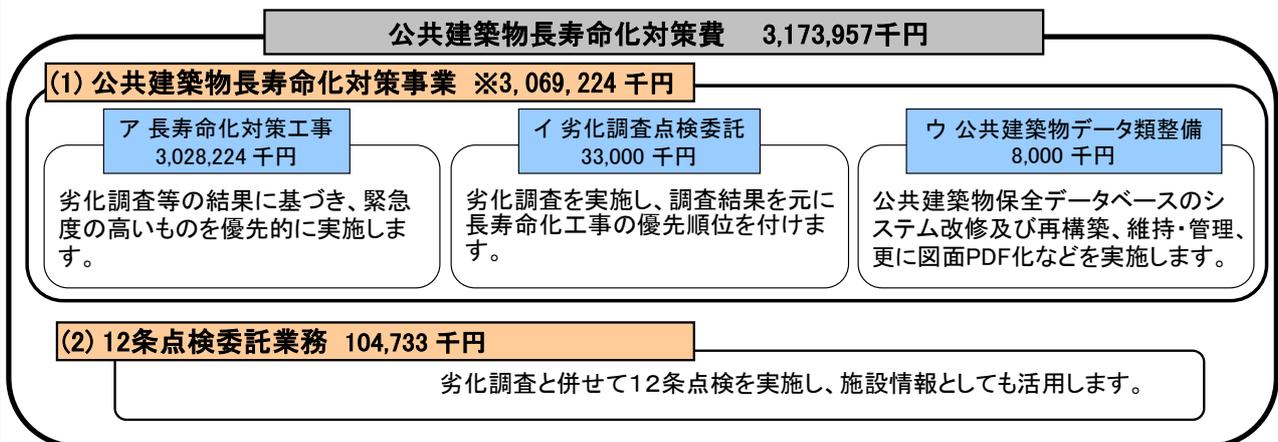
**ウ 公共建築物データ類整備** 8,000千円 (28: 8,000千円)  
(差引 0千円)

公共建築物保全データベースのシステム改修及び再構築、維持管理を行います。また、竣工図面についてPDF化を行い、劣化調査や長寿命化対策工事に活用します。

(2) 12条点検委託業務 104,733千円 (28: 95,333千円)  
(差引 9,400千円)

建築基準法第12条で義務付けられている、施設の状況に関する点検を、23年度から原則建築局に一元化し、劣化調査に併せて実施しています。予算については24年度より建築局予算に集約しています。

予定調査施設数 : 建物点検 約160施設、設備点検 約500施設



※ 本市全体の公共建築物長寿命化対策事業は、建築局の予算のほかに、長寿命化対策事業費としてすでに各局に配分している630,776千円があります。

4	工事監理費		事業内容
	本年度	23,770 千円	
	前年度	24,305	<p>営繕担当職員がいない区局（資源循環局、港湾局、水道局、交通局以外）が所管する公共建築物の新設・改修工事等に伴う設計や工事監督等の業務を行います。</p> <p><b>○木材利用促進啓発事業</b> 1,000 千円 (28: 1,000 千円) (差引 0 千円)</p> <p>「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（26年3月公表）に基づき、公共建築物における木材利用促進のための普及啓発を行います。 建築物における木造化や木質化を促進するため、木材の特性や建築物への利用等について、より知っていただく機会を提供するものとして、市内の建築実務者に向けた研修会を開催します。 また、児童生徒へ向け木材に触れる機会を提供するものとして、教育委員会主催の子どもアドベンチャー等に参画します。 コミュニティハウスや保育所などの低層の公共建築物については木造化を推進し、それ以外の建築物についても、市民の目に触れる機会の多いエントランスなどの木質化を図ります。 さらに、本市の補助金等を交付している民間保育所や自治会・町内会館等の整備においても、木材利用を誘導するなど、民間団体とも連携しながら木材利用を促進します。</p>
	差引	△535	
財本源年度内訳の	国	—	
	県	—	
	市債	—	
	その他	28,303	
	一般財源	△4,533	

5	市営住宅管理費		事業内容
	本年度	7,543,297 千円	
	前年度	7,260,085	<p>市営住宅の入居者の募集や建物の維持・管理を行います。 日常的な入居者対応や建物の管理・緊急の修繕については、指定管理者に委託して行います。</p> <p><b>(1) 市営住宅管理業務</b> 5,765,430 千円 (28: 5,842,063 千円) (差引 △ 76,633 千円)</p> <p>市営住宅の入居者の募集、住宅使用料等の収納、施設の保守点検等の管理業務を行います。</p> <p>(参考) 予定管理戸数 280団地 31,316戸 (28: 282団地 31,397戸)</p> <p><b>(2) 市営住宅の維持補修</b> 1,777,867 千円 (28: 1,418,022 千円) (差引 359,845 千円)</p> <p>市営住宅の建物の劣化状況に応じて、外壁改修等について計画的に実施します。 また、緊急を要する雨漏りや漏水への対応、共用部分の修繕等を行います。</p>
	差引	283,212	
財本源年度内訳の	国	310,649	
	県	3,166	
	市債	—	
	その他	11,568,866	
	一般財源	△4,339,384	

<b>6</b>	<b>市営住宅整備費</b>		<b>事業内容</b>
	本年度	462,241 千円	市営住宅の住戸内改善事業等を行います。
	前年度	601,602	
	差引	△139,361	
財本 源年 内度 訳の	国	152,044	<b>(1) 住戸内改善事業</b> 306,042 千円 (28: 32,478 千円) (差引 273,564 千円)  エレベーターの設置を行ったひかりが丘住宅について、建物の更なる長寿命化のための対策や、老朽化した設備等の更新、バリアフリー化等のための住戸内改善を行います。  工事：30戸、設計：30戸
	県	—	
	市債	203,000	
	その他	56,551	
	一般財源	50,646	
	<b>(2) 寿町総合労働福祉会館再整備事業</b>	142,701 千円 (28: 255,594 千円) (差引 △ 112,893 千円)	会館の耐震対策のため、再整備へ向けて解体工事・新築工事等を実施します。 ※寿町総合労働福祉会館（再整備後）：市営住宅と福祉施設の複合施設 解体工事予定：～H29.5月、新築工事予定：H29.9月～  新築工事：80戸
	<b>(3) 市営住宅再生モデル検討</b>	5,000 千円 (28: 5,000 千円) (差引 0 千円)	今後の市営住宅の再生に向けて、郊外の大規模住宅や、浴室のない住宅について、地域課題の解決や民間活力等、有効な再生方策の検討を行います。

<b>7</b>	<b>優良賃貸住宅事業費</b>		<b>事業内容</b>
	本年度	1,738,744 千円	<b>(1) 子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業</b> 168,804 千円 (28: 164,830 千円) (差引 3,974 千円)  民間事業者が建設した子育て環境に適した良質な既存賃貸住宅に対し、家賃の一部と整備費を助成します。 また、多世代が支え合う近居に対応します。  管理予定戸数 521戸 (28: 334戸) 新規認定予定戸数 187戸 (28予算：125戸)
前年度	1,762,374		
差引	△23,630		
財本 源年 内度 訳の	国	507,609	
	県	—	
	市債	—	
	その他	—	
	一般財源	1,231,135	
	<b>(2) 高齢者向け優良賃貸住宅事業</b>	1,167,398 千円 (28: 1,018,231 千円) (差引 149,167 千円)	民間事業者が整備する高齢者に配慮した賃貸住宅に対し、家賃の一部と整備費を助成します。 また、他の世代や地域との交流が生まれる多世代型住宅を促進します。  管理予定戸数 2,197戸 (28: 2,069戸) 新規認定予定戸数 207戸 (28予算：230戸)
	<b>(3) ヨコハマ・リびいん事業</b>	402,542 千円 (28: 579,313 千円) (差引 △ 176,771 千円)	民間事業者が建設した良質な賃貸住宅に対し、原則として管理開始から20年間、家賃の一部を助成します。  管理予定戸数 3,264戸

<b>8</b>	<b>住宅施策推進費</b>	<b>事業内容</b>	
本年度	199,714 千円	住宅マスタープランである「横浜市住生活基本計画」に基づき、団地の再生、マンション管理組合支援、子育て世帯や高齢者等への居住支援、省エネ住宅の普及など、市民が安心して暮らせる住まい・住環境整備に向けた取組を進めます。	
前年度	233,358		
差引	△33,644		
財本 源年 内度 訳の	国		41,805
	県		3,240
	市債	—	
	その他	27,434	
	一般財源	127,235	
<b>(1) 住宅施策推進事業</b>		1,584 千円 (28: 14,846 千円) (差引 △ 13,262 千円)	
<b>ア 横浜市住生活基本計画の見直し</b>			
28年度の住宅政策審議会の答申を受け、横浜市の住まいや住環境の基本的な方向性を定める横浜市住生活基本計画の見直しを行います。			
◆横浜市住生活基本計画（改定計画）の概要			
① 位置付け 「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を上位計画とした住宅部門の基本計画			
② 計画期間 2017年度（平成29年度）から 2026年度（平成38年度）まで（10年間）			
③ 基本的な施策の展開（H29.3時点）			
目標1 若年世帯から子育て世帯や高齢者世帯まで、安心して暮らせる住まいの確保や 住まい方の実現			
目標2 重層的な住宅セーフティネットの構築による住宅確保要配慮者の居住の安定確保			
目標3 良質な住宅ストックの形成			
目標4 総合的な空家対策の推進			
目標5 低炭素社会の実現に向けた環境にやさしい住まいづくり			
目標6 災害に強く、安全・安心な住宅と住環境の形成			
目標7 住み慣れた身近な地域で、誰もが安心して暮らし続けられる、持続可能な住宅地 ・住環境の形成			
<b>イ 横浜市高齢者居住安定確保計画の改定</b>			
第6期横浜市保健福祉計画・介護保険事業計画の見直し（平成30年4月予定）を踏まえ、横浜市高齢者居住安定確保計画の改定を行います。			
◆横浜市高齢者居住安定確保計画の概要			
① 位置付け 「横浜市住生活基本計画」及び「横浜市保健福祉計画・介護保険事業計画」を上位計画とし、住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、高齢者の居住の安定の確保に関する施策を推進するための計画			
② 計画期間 2018年度（平成30年度）から 2020年度（平成32年度）まで（3年間）			
③ 見直しの内容（H29.3時点）			
・サービス付き高齢者向け住宅について…供給目標量の設定、使用料の軽減のための手法、立地の適正化等			
・民間賃貸住宅等の活用について			

(2) 郊外住宅地再生支援事業 75,509 千円 (28: 66,658 千円)  
(差引 8,851 千円)

ア 持続可能な住宅地モデルプロジェクト 43,000 千円 (28: 45,958 千円)  
(環境未来都市推進プロジェクト) (差引 △ 2,958 千円)

持続可能な住宅地モデルプロジェクトは、地域特性を踏まえ、市民、民間事業者、行政、大学等が連携しながら、地域課題（高齢化対応、子育て支援、医療・介護連携、多世代交流、地域交通、地域エネルギーなど）の解決に取り組み、誰もが安心して暮らし続けられる、持続可能な魅力あるまちづくりのモデルを創り出します。

① 青葉区たまプラーザ駅北側地区 20,000 千円 (28: 20,000 千円)  
(差引 0 千円)

「次世代郊外まちづくり基本構想 2013」に基づき、コミュニティのネットワークづくりや、子育て支援、医療・介護の連携、団地の再生、戸建て住宅地の再生などの取組を進めます。

② 緑区十日市場町周辺地域 12,500 千円 (28: 15,958 千円)  
(差引 △ 3,458 千円)

事業基本計画（28年策定）に基づき市有地活用事業を推進するとともに、周辺地域も含めた地域交流や活動の活性化、魅力の発信、住み替え支援などの取組を進めます。

③ 相鉄いずみ野線沿線地域 5,000 千円 (28: 5,000 千円)  
(差引 0 千円)

「みらいに向けたまちづくりイメージブック 2015」（27年策定）に基づき、沿線各駅で魅力的な地域資源を活かしたまちづくりを進めます。

④ 磯子区洋光台周辺地区 4,000 千円 (28: 5,000 千円)  
(差引 △ 1,000 千円)

多世代近居のまちづくりを目指し、「洋光台まちづくりビジョン」を踏まえ多世代交流・コミュニティ支援や既存ストックを活用した活力あるまちづくり、環境・健康・防災に係る取組を進めます。

イ 団地再生に向けた新たな取組【区】 10,609 千円 (うち【区】8,109千円) (28: - 千円)  
(差引 10,609 千円)

人口減少、超高齢社会を迎え、建物の老朽化、コミュニティの希薄化や空き家の増加が進む中、市民の6割以上が住む郊外部の住宅地の再生・活性化に向けて、新たに公的な住宅供給団体等で組織した「よこはま団地再生コンソーシアム」により、住み替え、再生資金、拠点づくりなどの団地再生の取組を連携して進めます。

また、高齢化の進む大規模団地を抱える旭区と連携し、再生モデルの構築に着手します。

- ・団地再生コンソーシアム（500千円）
- ・大規模団地再生モデルの構築【区】（8,109千円）
- ・団地再生における制度検討等（2,000千円）

※【区】は、地域課題解決のため区の財源も活用し、局が予算を編成・執行する「区局連携促進事業」

## ウ 団地再生支援事業

21,900 千円 (28: 20,700 千円)  
(差引 1,200 千円)

建物の老朽化や居住者の高齢化が進む集合住宅団地の再生に向けた住民主体の取組を、コーディネーターの派遣等により支援します。

また、課題が複合化し住民や民間事業者等による再生が難しく、他の団地のモデルとなりうる取組を進める大規模団地等について、関係者と連携を図りながら総合的な視点で再生に取り組めます。

### (3) マンション関連支援事業

3,620 千円 (28: 4,340 千円)  
(差引 △ 720 千円)

分譲マンションの良好な維持管理のため、マンション管理組合への専門家派遣や情報提供等により支援します。

マンションアドバイザー派遣件数 40件 (28: 80件)

### (4) サービス付き高齢者向け住宅登録事業

2,420 千円 (28: 2,691 千円)  
(差引 △ 271 千円)

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録を行います。

新規登録件数 20件 (28: 30件)

### (5) 民間住宅関連支援事業

9,441 千円 (28: 11,843 千円)  
(差引 △ 2,402 千円)

#### ア 民間住宅あんしん入居事業

連帯保証人を確保できないことが理由で民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者、障害者、外国人等を対象に、民間の保証会社を利用した家賃保証と、区役所等の既存福祉サービスによる居住支援を行います。

また、28年12月から2年間、民間住宅あんしん入居事業を利用して、新たに入居されるひとり暮らしの60歳以上の方を対象に、安否確認サービスモデル事業を実施し、入居支援をさらに推進していきます。

#### イ 高齢者住替え促進事業

高齢者の円滑な住替えを支援するため、住宅施策と福祉施策の連携のもと、高齢者向け住宅や施設の情報など総合的な相談窓口を運営するとともに、高齢者がより身近な場所で相談できるよう、市民利用施設等への出張相談を実施します。

#### ウ 住宅リフォーム等支援事業

住宅の防災化・バリアフリー化を図るため、これらの改修等に必要となる資金を市民が住宅金融支援機構などから融資を受ける際、利子補給を行います。

新規申込は20年度で終了しているため、21年度以降は交付決定済案件にかかる支払いを実施しています。

#### エ 地域子育て応援マンション認定事業

住宅の広さや遮音性、バリアフリー等の住宅性能を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンションを、「地域子育て応援マンション」として認定します。

(こども青少年局との共管事業)

地域子育て応援マンション 認定件数 2物件 (561戸)

**(6) 住まいに関する相談・情報提供事業**7,000千円 (28: 7,400千円)  
(差引 △400千円)

市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談を受けられるよう、ハウスクエア横浜での相談業務のほか、民間事業者(※)の実施する相談拠点と連携し、また市民利用施設を活用して、住まいに関する相談や情報提供を引き続き実施します。

住宅の省エネルギー化に関する一定の知識を有する建築士等を省エネ住宅相談員として登録し、登録時の講習会や知識・技術向上のための研修会等を実施することにより、市民からの幅広い疑問に答えることができるコンシェルジュとして育成するなど、省エネ住宅の普及・啓発に努めます。

ア	住まいに関する相談・情報提供事業(相談事業・民間事業者等連携)	4,220千円
イ	省エネ住宅に関する相談体制の充実(省エネ住宅相談員登録制度の運営)	2,300千円
ウ	省エネ住宅に関する相談体制の充実(人にやさしい住まいづくり体験館の活用)	480千円

※民間事業者：東京急行電鉄株式会社、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会、一般社団法人横浜市建築士事務所協会、相鉄不動産販売株式会社

**(7) 住まいのエコリノベーション推進事業**28,100千円 (28: 39,000千円)  
(差引 △10,900千円)**【エコリノベーション(省エネ改修)補助】**

環境性能の向上やライフスタイルに対応し、あわせて「健康」の要素を備えたエコリノベーションを推進することを目的に、エコリノベーション工事等に要する費用の一部を補助します。

(補助概要)

補助対象	補助金額の上限	備考	補助件数
一般改修住宅	工事費用の1/3 かつ 40万円		30件程度
特定改修住宅	工事費用の1/3 かつ 80万円	住宅全ての開口部を断熱改修	

**【よこはまエコリノベーション・アカデミー】**

- ・講座の開催や実際の既存住宅の改修現場の見学会を実施するなど、学びの場を創出します。
- ・年3回程度開催
- ・参加対象者(市内企業、市民、学生等)

**【エコリノベーションの連携・拡大】**

市内の住まいづくりの担い手である、設計事務所及び工務店を中心に、大学、エネルギー供給会社等の多様な主体との連携により、住まいのエコリノベーションの普及・推進のために、エコリノベーションに関する情報共有及び情報発信を積極的に行います。

**(8) ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)推進事業**20,000千円 (28: 20,000千円)  
(差引 0千円)**【ZEH補助】**

経済産業省の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」の補助要件を満たし、かつCASBEE横浜[戸建]の要件を満たす新築住宅の設備機器導入に要する費用の一部を補助します。

(補助概要)

補助要件	次の①、②の両方を満たすもの	
	① ZEH	国のZEH補助を受けるもの
	② CASBEE横浜[戸建]	Sランク又はAランク達成
補助対象	ZEH+CASBEE横浜[戸建]の要件を満たすために設置する設備機器のうち指定するもの	
補助金額	補助対象となる設備機器費の2分の1(上限金額50万円)	
補助件数	20件	

**【よこはまZEH・アカデミー】**

- ・講座の開催など、学びの場を創出します。
- ・年3回程度開催
- ・参加対象者(市内企業、市民、学生等)

**(9) 災害時対応住宅施策事業**

2,000 千円 (28: 7,000 千円)  
(差引 △ 5,000 千円)

**【応急仮設住宅供給マニュアルの見直し】**

大規模地震等の発災時に早期の応急仮設住宅の供与ができるよう、民間賃貸住宅の借上げも含めた「応急仮設住宅供給マニュアル」を見直します。

(参考) 「横浜市応急仮設住宅供給マニュアル」の構成概要

- 1 体制
- 2 事前準備 (平時の役割)
- 3 被害状況の把握と災害救助法の適用
- 4 利用可能な戸数把握、需要の把握
- 5 方針及び設置計画の策定
- 6 応急仮設住宅の建設・借上げ、入居、管理、処分・清算

**【住宅復興実務マニュアルの策定】**

震災復興時に住宅の速やかな再建や応急的な住宅から恒久的な住宅への円滑な移行ができるよう「住宅復興実務マニュアル」を策定します。

(参考) 「横浜市住宅復興実務マニュアル」の構成 (案)

- 1 住宅復興体制
- 2 住宅復興の流れ
- 3 住宅復興の手引き  
(緊急の住宅確保、恒久住宅及び公営住宅の供給・再建、民間住宅の再建支援)

**(10) 被災者向け住宅家賃負担事業**

3,240 千円 (28: 12,600 千円)  
(差引 △ 9,360 千円)

横浜市住宅供給公社が東日本大震災による被災者の受入れのために提供している住宅について、被災県から供与期間延長の要請があったため、引き続き借上げます。

<b>9</b>	住宅供給公社損失補償	<u>事業内容</u>
限度額 4,500,000千円		横浜市住宅供給公社が資金調達(借換え)のために行う市中金融機関等からの借入れに対し、損失補償を行います。 (変更後の期間：平成29年度～平成34年度)
<p>①団体の概要</p> <p>&lt;事業目的&gt; 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>&lt;設立&gt; 昭和42年12月1日</p> <p>&lt;基本金&gt; 10,000千円 (全額本市出資)</p> <p>②団体の経営状況</p> <p>(平成27年度決算) 経常損益:393,686千円 当期損益410,049千円 累積損益:12,540,856千円</p> <p>③損失補償を行う特別な理由・必要性</p> <p>借入先金融機関が債権保全を目的に本市の損失補償を貸与条件としているため(借換え)。</p> <p>④対象債務の返済の見通しとその確実性</p> <p>団体の経営状況は良好であり、単年度黒字を維持している。</p> <p>⑤26年度損失補償限度額</p> <p>3,240,000千円</p>		

<b>10</b>	建築助成公社損失補償	<u>事業内容</u>
限度額 44,896,950千円		横浜市建築助成公社が資金調達(借換え)のために行う市中金融機関等からの借入れに対し、損失補償を行います。 (変更後の期間：平成29年度～平成44年度)
<p>①団体の概要</p> <p>&lt;事業目的&gt; 住宅建設資金を融資することにより、市民の住環境の向上及び災害の防止等に寄与することを目的とする。</p> <p>&lt;設立&gt; 昭和27年10月1日</p> <p>&lt;基本金&gt; 5,500千円 (内訳) 横浜市：3,000千円(55%)、神奈川県：2,000千円(36%)、(株)横浜みなとみらい21：500千円(9%)</p> <p>②団体の経営状況</p> <p>(平成27年度決算) 経常損益:649,262千円 当期損益:1,050,066千円 累積損益:26,947,890千円</p> <p>③損失補償を行う特別な理由・必要性</p> <p>借入先金融機関が債権保全を目的に本市の損失補償を貸与条件としているため(借換え)。</p> <p>④対象債務の返済の見通しとその確実性</p> <p>融資事業は黒字である。債権の着実な回収を進め、債権の健全性維持を図っている。</p> <p>⑤28年度損失補償限度額</p> <p>60,310,000千円</p>		

